平成 29 年第 5 回阿武町議会定例会　会議録

第　1　号

平成 29 年 12 月 6 日（水曜日）

開　会　9 時 00 分　～　閉　会　15 時 21 分

議事日程

開会　　平成29年12月６日（水）午前９時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　一般質問

日程第４　議案第１号　阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第５　発議第１号　地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書

日程第６　議案第２号　平成29年度阿武町一般会計補正予算（第４回）

日程第７　議案第３号　平成29年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第３回）

日程第８　議案第４号　平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）

日程第９　議案第５号　平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）

日程第10　議案第６号　平成29年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）

日程第11　議案第１号から議案第６号並びに発議第１号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

１番	中　野　祥 太 郎
２番	伊　藤　敬　久
３番	市　原　　旭
４番	池　田　倫　拓
５番	小　田　高　正
６番	田　中　敏　雄
７番	清　水　教　昭
８番	末　若　憲　二

欠席議員　なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長（総務課長事務取扱）	中野貴夫
教育長	小田武之
まちづくり推進課長	藤村憲司
民生課長	梅田晃
住民課長	工藤茂篤
経済課長	野原淳
施設課長	田中達治
教育委員会事務局長	金田浩祐
会計管理者	三好由美子
福賀支所長	小野裕史
宇田郷支所長	近藤進

欠席参与　**なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	藤田康志
議会書記	高橋仁志

開会　午前９時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いいします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日、第5回阿武町議会定例会が招集されましたが、議員各位におかれましては諸事ご多端な中、応召ご出席賜り誠にありがとうございます。

暦も12月に入りまして天候のほうも冷え込みが厳しくなってまいりました。明日7日は24節気の大雪であります。山間部だけでなく平地にも降雪がある時季と言われています。まさにそのような昨日と本日の天候となりました。

さて、東アジア情勢では北朝鮮によるミサイル発射等挑発行為が依然行われていますが、防衛省ではもしものことを考えて、地上型ミサイル迎撃システムのイージス・アショアを全国で2か所配備することが検討なされているようです。そのうちの1か所が萩市むつみ地区にある陸上自衛隊演習場が候補地として浮上しています。決定すれば、100人以上の規模の自衛隊員が駐屯する予定ですので、むつみ地区や周辺にとっては、経済効果をはじめ諸々の地域活性化の効果のがあるように思えます。しかし、地域の安全面など危惧する声も今後上がってくると思われます。しっかり検討をしていただきたいと思います。

一方、阿武町では、この議場におきましては11月の議員選挙で当選されました8人の議員の熱気が満ち溢れていており、初めての定例会を迎えるところです。選挙の結果、元職や新人の方が半数いらっしゃいます。きっと町民の方々も今後の議会に注目されていらっしゃることと強く思います。

議長就任時にも申し上げましたが、執行権限を持つ執行部と、議決権限を持

つ議会側とのそれぞれの権限を尊重しあい、また、適度な緊張関係を保ちつつ、阿武町のためしっかり議論できることをよろこんでおります。

執行部と議会が協力して町民の負託に応えて、阿武町の大きな目標である地方創生が成し遂げられるよう、一緒に進んでいきたいと思います。

この定例会は、29年締めくくりの定例会でございます。阿武町の輝く平成30年が訪れるよう、議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長　本定例会に付議されます案件は、議案６件、発議１件、全員協議会における報告１件、また、４人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、８人全員です。ただ今より、平成29年第５回阿武町議会定例会を開会します。

○議長　これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、あらかじめお手元に配布されているとおりです。

議長諸般の報告

○議長　これより日程に入るに先立ち、過ぐる９月12日開催の平成29年第３回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

９月17日、平成29年度阿武小･中合同大運動会が小中学校グラウンドで開催され、開会式に議員各位が出席されたことはご高承のとおりです。

９月23日、第13回阿武町グラウンドゴルフ大会がグリーンパークあぶで開催され、開会式に本職が出席しました。

９月24日、平成29年度宇田郷地区ふれあい運動会が開催され、開会式に本職が出席しました。

９月26日、山口県町議会議長会臨時会が山口市で開催され、本職が出席しま

した。

同じく９月26日、平成29年度山口県町自治研修会が山口市で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月８日、おいでませ！山口国体記念、障がい者ソフトボール交流大会が阿武小中グラウンドで開催され、開会式に本職が出席しました。

同じく10月８日、平成29年度　第16回みどり保育園運動会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

10月20日、第44回山口県商工会大会「地域振興懇話会」が山口市で開催され、本職が出席しました。

同じく10月20日、平成29年第２回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市で開催され、田中敏雄議員が出席しました。

10月24日、平成29年度阿武萩農山漁村女性フォーラムが町民センターで開催され、本職が出席しました。

10月25日、阿武町福祉スポーツ大会が体育センターで開催され、本職が出席しました。

10月27日、山陰道（益田～萩間）整備促進決起大会がJAあぶらんど萩本所で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月28日、平成29年度阿武中学校文化祭が、阿武中学校体育館で開催され本職が出席しました。

10月30日、地域づくり研究集会が、のうそんセンターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

11月２日、山口県町議会議長会の11月定例会が山口市で開催され、本職が出席をしました。

11月３日、第30回宇田郷ふれあい祭りが開催され、議員各位参加されましたことはご高承の通りです。

11月５日、第36回福賀大農業まつりが開催され、開会式に本職が出席しました。

11月14日、全国過疎地域自立促進連盟の第133回理事会及び第48回定期総会が東京メルパルクホールで開催され、本職が出席しました。

11月15日、長崎県東彼杵町議会、総務厚生常任委員会が行政視察に来町され、事務局長とまちづくり推進課が対応しております。

11月17日、山陰自動車道（益田～萩間）整備促進に係る要望活動が国土交通省及び自由民主党本部で開催され、本職が出席しました。

11月19日、奈古高等学校、萩高等学校奈古分校学校祭が開催され、本職が出席しました。

同じく11月19日、第32回さん３ふるさとまつりが開催され、議員各位参加されましたことはご高承のとおりです。

11月22日、第61回町村議会議長全国大会が東京ＮＨＫホールで、開催され本職が出席しました。

11月30日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

12月１日、阿武町人権を考える集い推進大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

12月３日、第32回阿武町力くらべ綱引き大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席をしております。以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで今期定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　平成29年第５回阿武町議会定例会の開会に当たりまして、

一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中、本定例会へのご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、師走に入り何かと気ぜわしく、押し迫って参りましたが、改めて本年を振り返ってみますと、今年は酉年ということで、昔から「申酉騒ぐ」と言う格言がありますが、昨年の申年には、熊本地震をはじめとする各地での震災や噴火、相次ぐ台風上陸による北海道・東北での大きな被害、更には、年末の新潟・糸魚川市での大火など多くの災害等が発生し、また、酉年の今年も７月には九州、福岡で記録的な豪雨に見舞われ、多数の死傷者、行方不明者を出した過去最大級の流木災害をはじめ、９月には大型台風 18 号が九州、四国に上陸し、日本を広く暴風域に巻き込みながら日本列島を縦断いたしました。

各地で猛烈な雨が降るなど、西日本を中心に大荒れの天気となり、道路の冠水や家屋の浸水被害が相次ぎました。

そして、10 月には、衆議院が突然解散され、政党の激しい離合集散で幕を開けた、第 48 回衆議院議員総選挙の投票日の際にも、台風 21 号や前線の影響による悪天候となり、公示前から３極に分かれて舌戦が繰り広げられた結果、ご案内のとおり、自民、公明の両党が３分の２を超える議席を確保し、11 月には特別国会の首相指名選挙を経て、第４次安倍内閣が発足したところであります。

また、日本経済におきましては、11 月に内閣府が発表した７月～９月期の国内総生産の速報値によりますと、物価変動を除く実質で、前年比 0.3 パーセント増、年率換算で申し上げますと、1.4 パーセント増となり、16 年ぶりに７四半期連続のプラス成長を記録するなど、個人消費は減少しながらも、好調な海外経済を背景に輸出が伸びて、円安が続けば利益はさらに積み上がるというような、世界経済の波が、日本の経済を大きく左右するという経済構造の状況となっております。

他方、高齢者による相次ぐ交通事故、そして、神奈川県座間市では、20 代の男性のアパートから、９人の切断遺体が発見されるという前代未聞の猟奇的な連続殺人事件の発生、更には、学校におけるいじめや、ＳＮＳを介した若者層の自殺などのほか、大手製造業での相次ぐ無資格検査の発覚など、日本人として先行きに不安を覚える事象も多い一年でありました。

また、外交面におきましては、アメリカでは、１月にトランプ政権が発足し、日本との信頼関係が強化される一方、日本にとって最も驚異となっている北朝鮮においては、先月も、弾道ミサイル１発を発射し、アメリカ本土全域を攻撃できる新型のＩＣＢＭ大陸間弾道ミサイルの発射実験に成功したとする声明を発表するなど、予断を許さない状況にあります。

こうした中、私も５月に町長に就任して以来、早８か月目を迎えたところでありますが、思い起こしてみますと、就任早々の５月 13 日には、レノファ山口の全県ホームタウン化に伴う自治体協議会及び包括連携協定の結成式等に参加し、７月１日の阿武町サンクスデーにおきましては、約６千人の観衆を前に阿武町のＰＲを大々的に行わせていただいたところであります。

そして、６月４日には、国から内閣参事官、消防庁国民保護室長を迎えて、隣国からの弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を、国と県と町が一体となって、全国に先駆けて実施し、当日は多くの報道関係者に囲まれて記者会見を行うなど、多くのメディアを通じたＰＲも行いました。また、８月 27 日には、日本テレビのチャリティー番組「24 時間テレビ　愛は地球を救う！」の放送の中で、「あぶウォーターボーイズ」の皆さんと一緒になって、全国に向けて情報発信をし、大きな反響があったところであります。

また、この間に「関西山口県同郷会」や「東京ふるさと阿武町会」をはじめ、道路整備等の各種要望活動にも数多く参加いたし、先月の 26・27 日には東京のダイワハウス本社におきまして、民間主催による「みんなの移住ドラフト会

議・オールスターゲーム 2017」というのに参加いたしましたが、全国の自治体からは首長が出席したのは阿武町だけということで、主催者からも色々とご配慮いただく中で、阿武町を全国的にＰＲすることが出来、確かな手応えを感じたところであります。

そして、公約の実現におきましては、先の臨時会でもご挨拶いたしましたとおり、子育て支援策として、「福賀、宇田郷地区の高校生の町営バスの無料化措置」や「高校生までの医療費の無料化」をはじめ、保育園の保育時間の更なる延長と土曜日午後の保育を実現するため、来年度から保育士２名の採用を予定しているほか、かねてから強い要望のありました道路愛護作業の際の草刈り作業の労力負担軽減のための路面や路肩、或いは法面舗装工事等の今年度分の発注施工を行い、そして、また新しく福賀グラウンドゴルフ場の休憩施設及びトイレの整備を行い､引き渡し式及び記念大会が 10 月下旬に開催されたほか、いろいろと種を蒔いております「21 世紀の暮らし方研究所」、通称ラボも少しずつ芽を出してきたところであります。

そして何より、農地中間管理機構を活用した圃場整備や戦略作物として、キウイフルーツのモデル圃場についても前に向いて進んできたところでありまして、各種のプロジェクトチームを立ち上げながら、人口定住対策や基盤整備は元より、今生きて阿武町に暮らしていらっしゃる住民の皆さんが、より住みやすく、より豊かに、より安心して暮らせる施策に意を用い、私なりに攻めの行政の推進に当たってきたところでございます。

幸いにも阿武町におきましては、昨年に続いて、今年も台風等の大きな被害を受けることはなく、年末を迎えることが出来そうでありますが、先月 27 日の真夜中には、住宅が密集する、奈古浦地区で建物火災が発生し、消防団をはじめ、消防団協力隊の皆さんの、迅速な対応により、火元の家は全焼したものの、延焼や類焼が最小限にくい止められ、大火に至ることがなく鎮火されたこ

とは、これまで実施してまいりまして訓練の成果であると同時に、地域の消防に対する取り組みに頭の下がる思いでありました、今後とも災害対策等のほか、火災対策においても企業等との連携や、役場職員による消防力の強化等にも積極的な取り組みを行って参りたいと考えておるところであります。

また、災害等におきましては、ご案内のとおり、大雨等による事前通行規制がかかる国道191号においては、今年度から木与防災の事業が着手され、現在、詳細な測量・調査・設計が行われているところでありますが、私といたしましては、住民の安全・安心、これに繋がる防災対策としての早期完成。また山陰道（益田～萩間）の早期整備について、今後とも県や関係市町と協力しながら、連携しながら強力に国に働きかけるよう、鋭意活動してまいりたいと思っているところであります。冒頭申し上げました様に、「申酉は荒れる年」でありましたが、一方で、「戌亥の大凪」とも言われております。

来年１年が、格言のごとく、全国的にも台風や大雨、地震等の災害の少ない年となることを祈念したいと思うところであります。

また、阿武町の町政におきましては、単独町政を堅持し、「選ばれる町」となるよう、定住対策をはじめとした雇用の創出、子育て支援、高齢者の福祉対策等について、いつも申しておりますがチェンジ・チャレンジの精神を持って、あらゆる施策を動員しながら他の自治体に先駆けて、今後も大胆、果敢に進めて行く所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも幅広いご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

先ず、議案第１号「阿武町税条例の一部を改正する条例」につきましては、阿武町における「固定資産評価員の設置規程」の整備に関する一部改正でありますが、地方税法第 404 条の固定資産評価員の設置規程の趣旨により、現行の

条例では、「固定資産評価員の職務は町長が行う」となっておるところでございますが、これを、「固定資産評価員の数は、１人とする」とし、あわせて見出しを改正するもので、これにより、町長の職務、固定資産評価員の職務を明確にし、改めて固定資産評価員の設置ができるよう規程を整備するものであります。

次に、議案第２号「平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第４回）につきましては、今回の補正は、４千 386 万円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、29 億３千 139 万 8,000 円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、まず、歳出における議会費は 148 万 5,000 円の増額で、議員の改選に伴う期末手当及び消耗品の増額ほか、議場の側面へ録画用カメラを増設する経費ほかであります。

次に、総務費は１千 138 万 3,000 円の増額で、10 月１日付けで改定された山口県最低賃金に係る臨時事務職員等の雇用賃金の増額や、マイナンバー制度に伴う個人情報保護条例、および個人情報取扱業務台帳の整備委託に係る増額のほか、柳橋分譲宅地の広報用看板及び横断幕の作成に係る経費、そしてグリーンパークあぶのフェンスの増設及び移設工事費、さらに奈古地区にあります交通安全塔の周辺環境整備に係る工事費の増額のほか、まち・ひと・しごと創生特別事業に係る仮称「阿武町暮らし支援センター」これの開設に伴う旧奈古薬局の土地・建物の購入に伴う増額などであります。

次に、民生費につきましては 254 万 5,000 円の増額で、各種扶助費に係る対象利用者の増及び実績見込みによる増額のほか、事業実績減による介護保険特別会計への繰出金の減額、生活支援ハウスにおける退院後の体質管理等による利用者数及び利用日数の増額並びに、日帰り人間ドックの利用者の増による増額。また、子育て支援センターの臨時職員の専任の雇用に伴う増額ほかであります。

次に、衛生費につきましては 109 万 2,000 円の増額で、簡易水道特別会計における奈古地区浄水場の通報装置の修理をはじめ、片水源池滅菌ポンプの取替工事費、それから旧金社水源地法面復旧工事費に係る簡易水道特別会計への繰出金の増額であります。

次に、農林水産業費につきましては３千 860 万 5,000 円の増額で、主なものは、単県補助事業による奈古地区遊休農地対策と農作業の効率化に合わせて、特産品であるキウイフルーツの振興を図るため、16 ヘクタールの区画整理を計画するための、地形測量委託業務料の増額をはじめ、集落営農法人連合体育成事業における福の里、あぶの郷、飯谷笹尾の規模拡大及び低コスト化等を進めて行く上での必要な機械や設備に対して支援を行う補助金の増額、それから地域の農地を農地中間管理機構が集積して、農事組合法人が配分を受けたものについて、その面積や集積割合に応じて機構集積協力金を交付するための補助金の増額。

また、萩阿武地域鳥獣被害防止対策協議会が実施したイノシシ侵入防止柵等設置に係る経費、および運営費の確定に対する阿武町負担金の計上のほか、林業専用道東イラオ山線区間延長に伴う道路標識移設工事及び森林づくり県民税事業看板設置に伴う増額、漁業集落排水事業特別会計における消費税の確定申告により納税額が増えたことに伴い漁業集落排水事業特別会計への繰出金の増額。

次に、商工費につきましては 55 万 2,000 円の増額で、台風 21 号の影響により破損した温水プール天窓ガラスの取替工事ほかによるものです。

次に、土木費につきましては 568 万 4,000 円の増額で、山口県最低賃金の改訂に伴う臨時職員の賃金の増額をはじめ、事業費の精査による東方筒尾線道路改良工事費の増額、それから台風 21 号により被災しました水ヶ迫団地の屋上防水シート張替工事費の増額であります。

次に、消防費につきましては 4,000 円の増額ですが、これは９月の大型台風 18 号接近時における避難所開設の際の避難者用食料の購入費であります。

次に、教育費につきましては 1,345 万円の減額で、減額の主な要因は小中学校における教育用ＩＴ関連機器の各リース契約の内容の見直しによるものであります。

また、増額の主なものにつきましては、町の歴史史料現地確認のための旅費の増額、福賀小学校のエアコン修繕費の増額、それから小中学校における要保護及び準要保護児童援助費の新入学児童生徒学用品費等の支給時期を現行の入学後の７月支給から入学前の支給に見直しましたので、これによる増額、それから特別支援教育就学奨励費等の実績見込みによる増額であります。

また、町民センターの定期点検の結果により不良が判明いたしました消防ホース、およびロビーライトの器具の修繕に係る増額、それから文化ホールの保守点検の際に不良が判明いたしましたモニタースピーカー、及びカセットデッキ、並びに故障している掃除機の更新のほか、萩博物館等に保管されている古文書等についても、歴史的価値を判断するために専門家に解読を依頼するための委託料の新規計上であります。

次に、諸支出金につきましては 46 万円の増額で、柳橋分譲宅地整備事業の、知事に対する開発行為許可申請手数料及び、ＪＲ用地購入に伴う、境界杭設置測量の費用の計上によるものです。

次に、歳入の主なものでありますが、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、いずれも交付金の額の確定による増額計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費及び障害者医療費の実績見込みによる増、それから児童手当負担金の過年度分の交付済み額と実績報告の差額に係る追加分の増額計上、また、社会保障・税番号システム整備事業費補助金の額の確定による増額計上です。

次に、県支出金につきましては、これも障害者自立支援給付費及び厚生医療給付金の実績見込みの増による負担金の増額計上、また、農地を農地中間管理機構が集積し、法人が配分を受けたものについて交付金が交付される「農地集積・集約化対策事業補助金」の新規計上、それから奈古地区の遊休農地対策として、未整備田の区画整理を実施するための、農業生産力等機能強化対策事業による地形測量に対する「農業生産力等機能強化対策事業補助金」の新規計上、そして、法人の連携により、必要な機械及び設備に対して必要な支援を行う「集落営農法人連合体育成事業補助金」の新規計上によるものであります。

次に、繰越金につきましては、今回の補正予算に係る一般財源の調整による財源手当であります。

次に、諸収入につきましては、町有建物災害に係る共済金の新規計上で、先ほど申しましたが、道の駅温水プールの天井ガラスの破損と、道の駅発祥交流館の雨樋破損によるものであります。

最後に、町債につきましては、予算計上しておりました臨時財政対策債の借入を行わないこととするための減額であります。

次に、議案第３号「平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第３回）」につきましては、平成 30 年４月から制度改正がされることに伴う、新様式用の保険証の、台紙の印刷代の増額をはじめ、実績見込みによる一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の増額のほか、平成 28 年度災害臨時特例補助金の確定に伴う償還金の増額計上が主なものであります。

次に、議案第４号「平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）」につきましては、地域密着型サービスの実績による減額です。

次に、議案第５号「平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）」につきましては、片水源池滅菌ポンプ取替修繕工事費、奈古地区浄水

場通報装置修繕工事費、旧金社水源池法面復旧工事費による修繕料や工事請負費の増額計上であります。

次に、議案第６号「平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）」につきましては、工事請負費から委託料への組み替え及び、次年度実施予定の機能保全改築詳細設計業務の前倒しに係る増額、また、消費税の確定に伴い中間納付が必要になったことに伴う増額計上であります。

次に、全員協議会での全協報告第１号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る工事請負契約等の締結について、その概要をご報告申し上げるものであります。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要を申し上げましたが、ご提案いたしました議案のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長　以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、３番、市原　旭君、４番、池田倫拓君を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、すぐる11月30日開催の議会運営委員会

において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日12月６日から14日までの９日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月14日までの９日間と決定しました。

日程第3　一般質問

○議長　日程第３、一般質問を行います。質問の通告者が４人ありますので、議長において通告順に発言を許します。まず、２番、伊藤敬久君、ご登壇ください。

○２番　伊藤敬久　おはようございます。伊藤敬久が阿武町における重要産業であります、第１次産業の現状について一番危惧していることについて質問を申し上げたいと思います。それはですね、農地の保全について質問いたします。

今、第１次産業の農業従事者は高齢者で後継者もなく、集落営農組織を立ち上げることができない地域における営農については、高齢者がですね先人から受け継いだ農地と暮らしている環境を守るため、また地域の生活を守るために一生懸命、体力の許す限り営農しておられます。その高齢者がですね体力の限界や病気により営農ができなくなったときに、その受け皿がないとして受託されない営農が継続できないという状況にあります。これを放置しておくと耕作放棄地となり獣害の温床となり農作物の被害が増大することは目に見えているところであります。

今、農地中間管理機構において、これを営農を続けていくために申請をしておられるところでありますが、受け皿がないということで今放置されてお

ります。このまま何も対策しないで放置しておくと、非常に重大な問題が起きてまいります。このまま何もしないで放置するのか、住環境の保持･多面的機能の維持を図るために町として対策を立てられるのか町長の所見を求め、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長　ただ今の２番、伊藤敬久君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　２番、伊藤敬久議員の農地の保全についての、ご質問にお答えいたします。議員ご質問のご主旨は、高齢化が進行する当町において、集落営農組織の設立ができなかった地域では、その農業者がリタイヤをされた際の農地の管理や受け皿について、どのような施策、計画をもって対応していくか、その方針であるか、ということであろうかというふうに思います。

まず、農業従事者の高齢化に関しましては、昨年及び、今年の９月議会定例会において小田達雄議員から、同様のご質問をいただいておるところでありますが、ちなみに農業従事者の平均年齢、これを参考までに申し上げますと、平成27年の農林業センサスの調査によりますと、全国平均で66.3歳、山口県で、70.3歳、阿武町では、70.4歳、これを高齢化率で申し上げますと、住民の高齢化率をはるかに上回る状況にありまして、全国で農家の高齢化率は、63パーセント、山口県で、77パーセント、阿武町では、70.7パーセントとなっているところでありまして、年々上昇傾向にあるのが現状であり、真に憂慮すべき状況にあります。

また、耕作放棄地の問題に関しましては、これも、今年６月議会定例会において、白松博之議員の質問で、答弁したところでありますが、耕作放棄地の面積は、年々増加傾向でありますが、農林業センサスのデータによりますと、昭和 60 年頃から徐々に増加して、昭和 60 年そのときに、全国で、13 万ヘクタールでありました耕作放棄地が、15 年後の平成 12 年には、34 万ヘクタール、１

昨年、平成 27 年の農林業センサスでは、42 万 4,000 ヘクタールまで増加し、全国の耕作放棄地の面積は、この 30 年間で、３倍に増加したことになります。

同じように、阿武町に置き換えてみましても、耕作放棄地は、この 30 年間急激に増加してきておりまして、昭和 60 年には、12 ヘクタールであった耕作放棄地は、平成 27 年には 72 ヘクタール、12 ヘクタールが 72 ヘクタールとなり、面積は 30 年で６倍、全国の倍ですけれども、６倍に増加しているところであります。

このように、耕作放棄地面積が増加した要因といたしましては、ほ場整備の未整備地区における、耕作条件の悪さから発生するもの、また、伊藤議員がご指摘されましたように、高齢化と担い手の不在に伴う離農等により、発生することなどがあります。

このような中、平成 25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」再び興す、ですけれども、日本再興戦略では、10 年後に、日本農業が目指す理念といたしまして、担い手が利用する農地面積を、現在の、全農地の５割から、８割へ、そしてまた、新規就農し、定着する農業者を 20 万人から、40 万人へ倍増させ、法人経営体を、１万 2,500 法人から５万法人へ拡大することとし、この農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるために、議員もお触れになられましたが、農地中間管理機構が、全国都道府県ごとに設立されたところであります。

これを受けて、平成 25 年 12 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が成立し、遊休農地や耕作放棄地対策の下支えをする機構の発足ということで、私自身も、大変期待をしたところでありますが、蓋をあけてみますと、実際には、農地中間管理機構の主たる役割は、ただ今紹介しましたが「日本再興戦略」の理念でいうところの、担い手に対する農地の集積、集約化を推進し、農用地の利用の効率化、高度化の促進を図る事業をメインに行うことであることから、私どもが期待した、直接的な農用地の貸し借りの斡旋業務を行う団体、とはな

らなかったということであります。

このような状況を見る中、私が公約として掲げておりました耕作放棄地や遊休農地の維持管理業務調整システムの構築に関する取組といたしまして、戦略作物の推進にも関係いたしますが、町の特産品であります、キウイフルーツのモデルほ場の整備や、農業の担い手省力化を目指すための区画整理の事業といたしまして、これをするとして指示しておりましたが、県等との調整がつきましたので、この農地中間管理機構の関連事業を利用して、ほ場整備の事業を、当面、奈古地区において実施する計画としておるところであります。従いまして、来年度から取り組む予定でありました、地形測量業務の一部を前倒しで実施することとし、今定例会の補正予算に、計上させていただいているとこであります。

また、今後遊休農地の増加につながる事象といたしまして、昭和 46 年から続いて参りました、米の生産調整、所謂「減反政策」でありますが、約半世紀の歴史を持って、今年度で制度が終了する運びとなったところでありますが、この制度の中で農家に支払われて来ました、経営所得安定対策の、米の直接支払交付金、反当たり 7,500 円の交付も終了するということから、これを機に離農を考えられる農家もいらっしゃるのではないかというふうに大変危惧しておるところであります。

ここで、担い手問題を考えた場合、当町では、20 年前の平成９年の「農事組合法人うもれ木の郷」の発足を皮切りに、福賀地区では、ほぼ全域の４法人、それから奈古地区では、宇久、木与、河内地区の３法人が、それぞれ設立され、それぞれに特色を持った営農活動を展開されているところでありますが、奈古地区の残りと、宇田郷地区の全域において、担い手組織がないのが現状であります。

この間、議員もご高承のとおり、宇田郷地区においては「宇田営農生産組合」

や、「特団田部営農生産組合」が設立され、地元、そして農協、農林事務所、役場経済課が連携して、法人化へ向けての説明会や、検討を進めてまいったことはご高承のとおりであると思いますが、農地の受け手である法人と、出し手である農地所有者との思惑が一致しないというふうなこと等から、法人化への道が閉ざされているところであります。

このような状況ではありますが、中山間地等直接支払交付金の協定では、「郷・つづら集落協定」が締結されておりますことから、今年７月 25 日には、「今後の宇田地域の農業を考える会」と称し、郷、つづらの代表者にご参集いただき、役場経済課職員と一緒になって、今後の展望についての意見を交わしたという報告を受けておりまして、この中で、中山間協定役員は、高齢化はしてきているが、農業は機械化されてきていることから、当分の間は、協力しながらでも水稲の作付けはできる。ただし、つづらを例にとると、ほ場ごとの高さが高い、畦畔が高いことから、これの草刈りに大変苦慮している、とのことであり、この草刈り手の確保、若しくは省力化ができれば、まだまだ農業は可能である旨の見解があった、と聞いております。

なお、ほ場、水路、農道を守るための草刈り作業等につきましては、平成 12 年度から開始された、現在４期対策となっておりますが「中山間地域等直接支払制度」を有効に活用しながら、他集落からの雇用であったり、協定共同作業として実施していくことも、有効な手段ではないかと考えるところであり、現在、取組協定のない集落におきましても、本来の目的であります、農地の保全や、多面的機能の発揮のために、協定取組の検討をお願いするところであります。

このようなことから、私は、公約の重点施策の中で、農業法人の従業者の高齢化に対応した法人の連携や、広域化の推進をあげているところでありますが、町、農業委員会、農協、萩農林事務所で組織しております「萩農業改良普及協

議会　阿武部会」の取組の中で、奈古地区３農業法人の連携について、重点的に協議しているところでありまして、連携が成立すれば、将来課題である広域化についても、検討の可能であると見込んでいるところでありまして、これが実現すれば、他地域との連携が見えてくるのではないかと、期待をしているところであります。

また、「芝植栽工法」による畦畔管理の省力化を実施しておられる集落営農法人があるということを聞きまして、ただ今申し上げました「萩農業改良普及協議会　阿武部会」が、去る 11 月 29 日に、「大分県豊後大野市集落営農法人連絡協議会畦畔管理部会」の視察に行っております。

これによりますと、この協議会は、豊後大野市内の、14 法人が、畦畔緑化用の吹きつけ機械を協同で購入して、「センチピードグラス」と呼ばれる芝生の一種でありますが、これの種を畦畔に吹き付けて、初期の雑草管理を丁寧に、マニュアルどおりに実施することによりまして、畦畔の草刈り作業が、一番良い状況では年１回で済む、というふうな省力化の実践をしている、ということでありまして、今後、綿密な検証を行い、参考にできるところは極力前向きに検討して参りたいと思っておるところでございます。

このようなことから、私といたしましては、国土、イコール町土と前々から申し上げておりますが、この町の農地保全のため、ひいては、町の農地保全のためにあらゆる方面にアンテナを廻らして、参考となるべき事例はしっかり学び、有効であれば、果敢に実践したいと考えるところであります。そして、先人から引き継ぎました貴重な農地を、次世代に引き継いで行きたいと考えるところでありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いするものであります。以上で、答弁を終わります。

○議長　２番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（２番　伊藤敬久議員「はい。」という声あり。）

○議長　伊藤敬久君。

○２番　伊藤敬久　今の町長の答弁は大変参考になりましたし、今後、阿武町における耕作放棄地の、これ以上の増大を防ぐためにもしっかりと町が主導的立場にたって各地域の指導をして頂きけるようにお願いして、質問を終わります。

○議長　これを以て２番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休　　憩　　９時58分

再　　開　　10時07分

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

○議長　続いて７番、清水教昭君。ご登壇ください。

○７番　清水教昭　本日の阿武町議会定例会に、ご出席の皆様おはようございます。阿武町議会議員の清水教昭です。先の議会議員一般選挙で、阿武町の皆様方から頂きました、心のこもった１票、１票で、新しい議員が今回誕生しました。この１票の輝きを大切に受け止めて、阿武町の皆様方と私達議員と行政の方々との三位で、実行力を出し、明るく・心豊かな町づくりを推進して参りますので、これからも引き続き、ご指導をお願い申し上げます。さて、これから大きく３項目の一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

１項目、阿武町の皆様方の生命と財産を守る取組について。阿武町の皆様方は、一年を通して晴れた時も、雨が降る時も、自分達の体の健康を気づかい、毎日を一生懸命に過ごされて、おられます。その為にも、行政と私達議

員は、阿武町の皆様方の生命と財産を守る取り組みについては、心血を注いで進めて行く事が、最優先されます。つきましては、次の２点の質問をお聞きいたします。

１点目、消防団協力隊の位置づけ・初期対応・事故補償等。

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関で、市町村における非常勤の特別職地方公務員です。

その消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行います。

その中で、阿武町消防団協力隊は消防庁、また山口県消防本部からみて合法なのか。またその組織はどの様な位置づけになるのか。併せて、初期対応でもいろいろなパターンでの取り組みについて、また災害時の事故補償はどうであるのか。消防団と類似の活動をし、その報酬は適正であるのか。阿武町の住民にとっては、危険がともないますので大変に心配をしておるところです。

２点目、阿武町の町道の管理と路肩の草刈り清掃作業での事故補償について。「町道」とは、一般交通の用に供する道路で町議会の議決を経て町長が認定したものをいいと、道路法で定められています。道路の管理での第11条には、町道の管理は、町長がこれを行う。と、定められています。道路の維持又は修繕での第19条には、町長は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。と、定められています。

さて、これを受けて阿武町の町道はどのように管理をされているのか、お聞かせ下さい。また、道路の維持のために、路肩の草刈り作業をしている自治体・各種ボランティアへの対応と、その作業中における事故補償について、

お聞かせ下さい。以上、１項目での質問内容は、２点になりました。町長のお答えをお願い致します。

○議長　ただ今の７番、清水教昭君の１項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　清水議員から「阿武町の皆様方の生命と財産を守る取り組みについて」というタイトルで、平成27年度に発足いたしました、阿武町消防団協力隊についてのご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

内容といたしましては、消防団協力隊の「位置付け」、「初期対応」、そして「事故補償」これの３点でありますが、ご質問に対する回答の前に、近年、阿武町における、消防行政等の現状に少し触れておきたいというふうに思っております。

はじめに、直近の３年間における、町内での火災の発生状況についてでありますが、平成 27 年度においては、福賀地区の下東郷と奈古地区の宇久、および河内での、合わせて３件の家屋火災が発生いたしまして、ご承知のようにこの内、河内地区の火災につきましては、高齢者の方がお一人亡くなるというふうな、大変な痛ましいものでございました。

また、平成 28 年度においては、奈古地区の西の一、および西の二で家屋火災が発生し、更に今年度は、５月の宇田郷地区で発生した、宇田中央の家屋火災につきましては、未だ鮮明な記憶として、残っているところでありますが、先月の 27 日の未明にも、奈古の浦地区浜の一で、家屋火災が発生し、命には別状がなかったことは、不幸中の幸いではありましたが、お一人の方が、火傷を負われて、入院される事態となりました。

次に、消防団員数の推移についても申し上げておきますが、10 年前と比較すると、60 人以上が減少しておりまして、現在の団員数は、134 人となっていますが、これは、条例定員の 165 人を 31 人も下回っている状況にあります。

なお、団員の減少理由といたしましては、定年等による、退団者数に見合う、新規の入団者数の確保が難しいというのが最大の問題でありますが、残念ながら、少子高齢化が進む当町では、今後もこの傾向が続くものと考えられます。

また、現役の若い団員においても、町外で働く、所謂「サラリーマン団員」の割合が、年々増加するなかで、昼間に火災が発生した場合、直ちに参集できる団員が限られることから、時間帯によっては、著しい消防力の低下が懸念されています。因みに、町外に勤務されている団員数は、全団員のうちの約４割となっております。

このような状況の下、当時は、私は総務課長でありましたが、消防団を補助する組織の必要性を強く感じておりまして、全国の他市町村の状況等をいろいろと調査いたしまして、その上で当時の町長に組織内容等の提案、立ち上げを強力に提言いたし、阿武町消防団協力隊の発足に至った訳でありますが、ここで、消防団協力隊の概要、成果等について、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

消防団協力隊は、火災発生時において、迅速な対応による延焼防止、人命を守ることを主な目的に、平成 26 年３月に、「阿武町消防協力隊設置要綱」を作成して、その年に、自治会への説明、隊員の募集、そして各自治会で実際に消火栓を使った消火訓練等を行い、平成 27 年度末に、正式に発足したところであります。現在、消防団協力隊には、合計で 168 人もの隊員が入隊をいただいておりますが、これを地区別で申し上げますと、奈古地区で 104 人、福賀地区で 32 人、宇田郷地区で同じく 32 人となっております。

また、消防団協力隊の前身といいますか、そういったことの取組として、６年前から、各自治会において実施している消火訓練、現在は、消防団協力隊を中心に、毎年、千人近い住民の皆さんに、この自治会と消防団との消火訓練には参加いただいていておりますが、人口比率でいえば、1,000 人というのは、

全国でも類を見ないレベルの訓練である、と自負しているところであります。3,400 人の内、1,000 人がこれに参加するというレベルであります。

消防団協力隊につきましては、発足から１年と８カ月が経過いたしましたが、この間、先ほども触れましたが、各地区で、毎年のように火災が発生しております。

平成 27 年度の家屋火災につきましては、まだ協力隊は発足前ではありましたが、自治会と消防団の合同消火訓練は既に始まっておりまして、その成果もあり、宇久、河内では、地元の皆さん方による初期消火が行われ、結果的に、背後地の山林や隣家への延焼を防ぐことが出来たと思っておるところでございます。

また、平成 28 年度に発生した、西の二の家屋火災と、先月の、浜の一の夜間の家屋火災につきましては、漁村特有の、家屋が密集しておる中で発生した火災でありまして、特に、西の二の火災におきましては、海側から吹き荒れる強風も加わり、前日には新潟県糸魚川市で発生した、全焼、半焼を含んで、147 棟を焼失した様な大火になっても決して不思議ではなかった状況にも関わらず、幸いにも、一軒のみの焼失で済んだことは、消防団員、更に消防車が到着するまでの間に、近所に暮らし、いち早く駆けつけていただいた、消防団協力隊により、消火栓から現場近くまで、消火ホースを延長するなどの、いわゆる初期消火活動の賜物であることは、疑いのない事実でありまして、浜の一の火災の際におきましても、同様に協力隊の活躍により、延焼が免れたところであります。

このことは、消防団員の方々からも、そういった評価の声をお聞きいたしますし、私といたしましても、期待を大きく上回る活躍であったと評価をしているところであり、協力隊の皆さん、地域の皆さんには、心から感謝と、敬意を表したいと思っておるところであります。このことからも、既に、消防団協力

隊は、消防団とともに町の防災にとって、なくてはならない存在となっているのではないでしょうか。

そこで本題に入りますけれども、まず、最初のご質問、消防団協力隊の位置づけでありますが、消防団協力隊員は、それぞれがお住まいの行政区に関係する、阿武町消防団の各分団に所属しています。入隊の条件といたしましては、消防団を退団された方や、自治会長から推薦をされた方、或いは、自ら隊員を希望する７５歳以下の健康な方、としておりまして、強制的に入隊いただいている、ということではありません。

あくまでも「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、協力活動に理解及び熱意のある方を対象に、町長及び消防団長の承認を得て、各分団長が委嘱しているものでありまして、任期は２年としておりますが、脱退はいつでも可能としておるところであります。

なお、このことに関連して協力隊の存在、活動が合法であるか否か、とのご質問でありますが、現在、全国各自治体においても、阿武町と同様に、消防団員の確保には本当にご苦労されているのが現状でありまして、また、阿武町同様に、協力隊という名の組織を立ち上げている自治体も多数あるところでありますが、消防法第 29 条第５項において「消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火、若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる」とありまして、ここで言う「現場付近に在る者」とあるのは、まさしく地域に暮らす消防団協力隊員がこれに当たるという解釈をしているところであります。

また、災害対策基本法の基本理念として、第２条第２項第２号において、「国、地方公共団体、およびその他の公共機関の適切な役割分担、および相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動、および自主防災組織、難しく言えば、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的

な防災組織」と、こういう難しい言葉がありますけども、ということになりますが、その他の地域における多様な主体が、自発的に行う防災活動を促進すること」というふうになっておるところであります。

消防団協力隊の発足に関しては、町といたしまして提案したものではありますが、このことは安全安心なまちづくりに欠かせないものでありまして、自治会等にもご理解、そしてご協力を得た上での結成であったと考えております。

また、基本的に、各隊員は、自主的に参加、加入いただいていると理解しており、町といたしましては所謂、違法性というものはないと先ほどから申しておるところであります。

次に、協力隊の役割としての、初期対応についてでありますが、設置要綱に記述しております内容は、一つは、火災発生時における初期消火活動及び消防団または消防署の後方支援、それから２番目として、支援活動を円滑に行うための訓練ほか、としておりますが、特に初期消火活動につきましては、消防団が到着するまでの間、各地区に設置している屋外消火栓格納箱から、ホースや筒先を取り出し、ホースの延長、結合を済ませて、消防団が到着した時点で、直ちに放水が可能となるような準備および、安全を確保した上での初期的な消火活動を想定をしておるところでございます。

また、後方支援といたしましては、交通整理や、住人の身柄確保、安否の確認、怪我をされた方の看護等も想定をしているところであります。

次に、事故補償についてでありますが、このことは、９月の特別委員会の中でご質問をいただき、答弁をいたしましたが、去る 10 月に開催した、消防団協力隊の講習会の席でも、隊員の皆様には説明させていただいておりますが、消防団協力隊は、「非常勤職員等公務災害補償等共済制度」に加入しておりまして、補償内容につきましては、「休業補償」、「障害補償」のほか、亡くなられたというふうなことが想定した場合につきましては、遺族に対する補償等も

整備をされているところであります。

また、例年開催しております講習会では、特に隊員の安全確保を中心に説明をいたしておりまして、消防団到着後は、団員の指示に従うとともに、基本的には、危険区域へは立ち入らないように指導をしているところであります。

以上で、消防団協力隊についての答弁は終わりますが、消防団協力隊は、まさに清水議員の質問のタイトルである「阿武町の皆様方の生命と財産を守る」ためには、もはや町にとって欠かすことができない組織でありまた、財産であると思っております。今後、ますます存在価値が高まって行くと考えております。

続いて、２項目めの「町道の管理と路肩の草刈り作業での事故補償」についての、ご質問でございますが、まず初めに町道の認定及び管理につきましてご説明をいたします。

町道の認定につきましては、町内に存する道路で議会の議決を経て町長が認定をしたもの、と道路法第８条で定められています。また、町道の管理につきましても、その路線の存する町が行う、と道路法第16条で定められていることは、議員のご高承のとおりであります。

次に、現在の町道の維持管理状況につきましてでありますが、町では、毎年、道路補修費を議会の議決を頂いて予算を執行しております。草刈り作業もこの予算を使って自治会間を結ぶ主要な道路等につきまして、業者に発注して実施しているところであります。また、道路の管理につきましても、色々な現場の行き帰りの際、また雨が多く降った際、多く降った場合に、道路の巡視を行っており、その際、悪い箇所、危険な箇所等が見つかりましたら、補修工事を職員自ら実施することもありますし、業者に対応させることもあります。その他、自治会・住民からの報告があった場合でも現場を確認して、緊急性があるものなのか、ないのか等を判断しながら、同じく対応しているところであります。

さて、議員ご質問の「道路維持のための、草刈り作業時における自治会・ボランティアへの対応と事故補償について」でありますが、まず、自治会内の草刈り作業につきましてご説明をいたします。

町では、先程も申し上げましたように、主要道路につきましては、業者に草刈り作業を委託しておりますが、その他の町道につきましては、自治会、ボランティア団体等が実施しておりますのは、議員がおっしゃるとおりでございます。

現在、自治会における町道の草刈り作業は、自治会内の住民が、快適な生活をする上で、必要最小限な環境整備の一環という目的で、自治会が共助の精神で自主的に実行されていると私どもは認識しております。

こうした自治会の共助の精神での活動に対し、町としても大変ありがたいということだと感謝をしている次第であります。

本来であれば町道は、町が管理を行うこととなっておりますが、なにぶんにも町道の延長は、全町で約133キロメートル、１級、２級の幹線町道でも、約56キロメートルもありまして、毎年、町が単独でこれを管理していくことは、厳しい財政状況の中、実質的には難しいといわざるを得ません。自治会に対し、共助の精神で協力をお願い申し上げていることもあり、集落彩生交付金を時間当たり300円とわずかばかりではありますが、交付いたしている次第であります。

しかしながら、道路維持のための草刈り作業につきましては、自治会の方々も高齢化し負担が大きいということから、私は町長に立候補した際の約束として、労力負担軽減のため、路肩や法面にコンクリート等で舗装するというふうなことを提案し、町長就任後、直ちに２千万円を議会に諮って予算化させていただきした。現在、奈古の宇久地区で１路線、宇田郷の平原地区で１路線、福賀の飯谷、下笹尾、伊当、新田、上東郷、久瀬原地区で合計６路線を、既に工

事を発注し実施をしている状況であります。この全体で８地区の箇所の選定につきましては、自治会からの報告書を基に、高齢化率、集落人口、草刈り量等を勘案して、優先自治会を選定し、自治会が草刈りを実施している路線について、選定したところであります。

また、その路線の施行箇所につきましては、自治会長さんと現場で相談して決定しているところであります。ただ、この路線や法面の舗装につきましては、路肩や法面の補強のための工事ではありませんし、集落の風景にマッチングした、言わば景観等に配慮した工事ということにもなかなかなりません。そういったことをやるにつきましては、通常の道路維持補修のような大きなお金がかかっていくということでありまして、あくまでも草刈り労力の軽減のための、そういったことを目的とした工事として発注したわけでございます。そういくことで将来、大雨により路肩や法面の崩壊等が発生することはあるかも知れませんが、それはその場合に、災害復旧事業等で改修するといたしておるところでありまして、考え方としては緊急避難的な工事であると考えていただきたいと思います。

ただ、この工事を実施することで、安全性に疑問があると言うことであれば、またまた町に相談をして頂いて、安全のための例えば防護柵等を設置するであるとか、その他のことを対策していく必要があるというふうにあると思っておりますが、これにつきましては、今申し上げましたように、この工事は労力負担の軽減工事という主旨でありますから、それ以上の目的になりますれば、別の改良工事での対応になると考えておりますので、また同じく特に危険ということでありますれば、町に相談をして頂きたいというふうに思っております。

次に、この草刈り作業中の事故につきましては、町としても想定はしておりますが、あくまでも自治会等が共助の精神で自主的に行う活動の１つと考えております。

このため町としては、こうした事故も想定されますので、自治会における活動時の事故補償に対応できる保険として「自治会活動保険」というのがありまして、これに加入するよう自治会長集会等でご案内を差し上げておるところでございます。

この保険は、自治会行事活動中の第三者の身体の障害・物損による補償の他に、行事活動中の住民の方の傷害事故、住民の方以外への傷害見舞い費用、それから行事の中止等による費用損害を補償するといった内容でありまして、保険料は保険金額によって異なりますが、一番安価なものでありますと、１世帯について年間71円というふうになっております。こういうふうな保険には町として加入するものではありませんが、自治会長さんの方にしっかりと資料提供等はさせていただいておるということでございます。以上で１項目目の質問の２つの内容につきましての答弁を終わります。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番　清水教昭議員「ありません。」という声あり。）

○議長　はい。再質問ないようですので、７番、続いて２項目目の質問を許します。

○７番　清水教昭　続いて２項目、教育と文化を通し心豊かな町づくりをなす施策についてです。阿武町を誉れ高い教育と、皆様方に浸透した豊かな文化を、将来にわたり引きわたしていく為に、次の２つの質問を行います。

１点目、阿武町内の小中学校「いじめ認知件数」の実態と取り組みです。山口県教育委員会は10月26日、文部科学省が行った昨年度の児童生徒のいじめや不登校などに関する調査の県内公立学校の結果を公表しました。いじめの認知件数は認知率が21.9パーセント（前年度比3.3ポイント増）と上昇したこともあり、昨年度より395件多い2,875件となっています。

阿武町内の小中学校の実態と、それに対する早期発見・早期対応の取り組み

内容をお聞かせ下さい。

２点目、阿武町内の小中学校のトイレ洋式化率と推進計画。2015年度、全国の公立小中学校の教職員を対象にした調査で、児童・生徒たちのために改善が必要と思われる学校設備を「トイレ」と答えた割合は59％に上がり、１位になっています。また、学校は地域コミュニティーの拠点であり、大規模災害時には、避難所となります。その中で、東日本大震災や昨年の熊本地震では、避難者の多くが和式トイレに悩まされたとの声があります。阿武町内の、小中学校の洋式化率と推進計画を、お聞かせ下さい。

以上、２項目での質問内容は、２点になりました。教育長のお答えをお願いいたします。

○議長　ただ今の７番、清水教昭君の２項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。教育員会教育長。

○教育長　それでは、７番、清水教昭議員のご質問の、まず町内の小中学校いじめ認知件数の実態と取組について、お答えいたします。

最初に、山口県に報告した昨年度の本町でのいじめ認知件数でございますが、小学校で１件、中学校はございません、全町で１件でございました。

小学校で発生した１件の事案でございますが、これは、冷やかし、仲間はずれ、軽くぶつかるというふうな行為でございました。発見された経緯は、毎週実施しております生活アンケートにより、担任によって発見されたところでございます。その後の対応でございますが、被害児童保護者そして加害児童保護者との双方からそれぞれ事態を把握しながら、事実確認をした後に、校長を交えそれぞれ教育相談をいたしております。その後、両児童とも元気に仲良く学校生活を送っているということでございます。

これまでのいじめの認知件数でございますが、平成25年度０件、平成26年度も０件、平成27年度は２件でございまして、平成28年度は先ほど申し上げまし

た１件でございます。しかし今年度、いじめの発生件数は０件でございますが、この度文部科学省が29年３月に、いじめの防止等のための基本的な方針の最終改訂を出しております。そのいじめの定義によりますと、児童などに対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等がおこなう、心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネットを含むといわれておりますが、であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの、とされておるところでございます。

そして、このいじめの定義に沿って、各都道府県により実態調査が行われ、いじめの認知件数について発表されたところであります。いじめの１千人あたりの認知件数で最多が京都府の92.0件、最小が佐賀県の4.5件でございました。山口県は17.2人で全国平均並みといえるところでございます。

では、阿武町ではどうかといいますと、この定義に該当する事案は発生しているかもしれません。例えば、女子生徒同士の友達の奪い合いによる無視や、また、くさい、きもい、死ねなどと発言する、先生に暴言を吐いているのを聞くのが嫌だ、など、学校だけでなく児童クラブ等においてもそのような事案が発生していると聞いておるところでございます。一昔前は、好きな女の子の興味を引かせるために嫌がらせをする、というふうなことで済んでいたことが、今ではいじめというふうに捉まえる時代になったわけでございます。この定義にしたがいますと、今年度は０件ではない、という認識を持っておるところでございます。

教育委員会といたしましては、文科省のいじめの定義によりまして、このような事案を一つひとつ丁寧に解消しているところでございます。

それでは、本町のいじめ防止対策についてご説明いたします。平成25年９月に国において、いじめ防止等のための基本理念や関係者の責任等を定めた、いじめ防止対策推進法を施行されました。これを受けて、同年10月、山口県いじ

め防止基本方針が策定され、本町でも平成26年３月に阿武町いじめ防止基本方針を策定しいたしまして、いじめの防止・根絶に向けた取組を進めておるところでございます。そして各学校では、いじめ防止基本方針を策定しております。

また、本町のいじめ防止等についての取組につきましては、阿武町いじめ防止基本方針を基に、阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例を制定いたしまして、いじめの防止、根絶に向け、その対策を推進する３つの組織の規定を定めているところでございます。

一つは、阿武町いじめ問題対策協議会の設置であります。これは、学校、PTE、児童相談所、臨床心理士で構成されておりまして、いじめ問題の解決に向け効果的な対策について検討協議するものでございます。

次に、阿武町いじめ問題調査委員会の設置でございます。これは、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合等、重大事態に第３者からなる組織を設置し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う機関でございます。

さらに、阿武町いじめ調査検証委員会の設置であります。これは、先のいじめ問題調査委員会で調査結果につきまして、町長が必要と認めるときに、即ち当該調査結果が特に重大事態であり、今後同種の事態の発生の防止のため、必要があると認める場合に、再調査を行うものであります。

この様に段階的に、社会総がかりでいじめ問題に的確に対応できるようにしておるところでございます。

次に、各学校のいじめ対策に対する取組でございます。各学校では、先ほど申しましたように、いじめ防止基本方針を策定しております。その中での取組につきましては、第１番目は、児童生徒一人ひとりの人権を大切にする教育の推進であります。道徳教育等の充実や全校で行う良いところ見つけ、などによる他人を大切にするとともに、自分も必要とされている有用感の醸成、児童会、

生徒会によるあいさつ運動、いじめ防止に関わる標語募集等の啓発運動、また人間関係づくりの活動等があるわけであります。

２番目は、全教職員による早期発見・早期対応でございます。週２回の児童理解のための職員会を開いたり、日常の様子や気になる点について全職員で共通理解を図ったりしております。

また、学期に１回程度、全職員、町教委、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる、いじめ対策委員会や、校内研修なども開催しておるところでございます。更にまた児童生徒への生活アンケートを実施して、その日のうちに担任がアンケートをチェックして、児童生徒からの気づきがあれば、小さなことでもすぐに相談する体制をとっております。また保護者に対しましても年３回アンケートを実施しております。

３番目は、学校、家庭との連携の体制づくりであります。生徒指導担当者会議の開催や保育園、小中学校との協議会、民生課を中心とした子ども支援会議等を開催いたしまして、学校内外での子ども達の情報提供や様子の把握に努めておるところでございます。

そして、学校だより等を発行いたしまして情報を地域に提供したり、コミュニティスクール、また学校運営協議会を活用したりして、地域の方々の温かい見守りなどもお願いしておるところであります。

４番目は、関係機関との連携、情報共有体制の構築であります。教育委員会とのきめ細かな報告、連絡、相談により警察、スクールワーカー、スクールカウンセラー、地域コーディネーター、子どもと親のサポートセンター、児童相談所などと接続を図っているところでございます。

いじめは、人の目に触れないところで陰湿的に行われる傾向があります。特に大人の目に触れないように巧妙にしているもので、学校では、とかく先生のいない場所で行われることがあります。まずは、早期発見のための情報提供が

必要であります。学校、保護者、地域が連携し、児童生徒の成長をしっかり見ていく視点が大切ではなかろうかと思います。

今一度、考えて見たいことは、現在のいじめの定義でいいますと、掃除をさぼっている子どもに、まじめに掃除をしろ、と班長に言われたことがショックで苦痛を感じた。それも、まじめに掃除をしろと言った班長が苦痛を感じさせたということで、いじめととらわれる可能性があるわけであります。現場の先生方はこの様な事案も対象にしながら、いじめ防止に取り組んでいるところでございます。

いじめはいつでも起こりうること、それは人権に関わる大きな課題であることを認識しながら、十分に心得ていなくてはならないところであります。いじめという言葉が一人歩きして、その言葉の持つ重さが子ども達の将来を潰さないように、また、いじめが重大事案にならないように、児童生徒理解を中心に捉まえて、学校、保護者、地域の素早い連携を通して、早期発見、早期対応に取り組んでまいりたいと思っております。

次に阿武町立小中学校のトイレ洋式化率と推進計画についてお答えいたします。最初に町立学校３校のトイレの現在の状況について、紹介いたします。なお、お示しする数字は、男性の小便器は除いた、児童生徒用、教職員用の大便用トイレ・女性用トイレの数となります。

まず、阿武小学校のトイレの数は、屋外のものを含めまして、和式・洋式合わせて25個あり、そのうち、洋式のものは17個、洋式化率は68.0パーセントであります。阿武小学校では、ご案内のように、平成22年度に建て替えを行いまして、その時点から、洋式化率は変わっておりません。

次に福賀小学校のトイレの数は、体育館を含め、和式・洋式合わせて19個あり、このうち洋式のものは13個、率では68.4パーセントであります。

阿武中学校でございますが、トイレの数は、体育館を含め、20個あり、この

うち、洋式のものは13個で、率では65.0パーセントであります。

３校合わせて、トイレの数は64個、このうち洋式は43個、阿武町全体の洋式化率は、67.2パーセントとなっております。

公立小中学校のトイレの洋式化率の調査は、文部科学省が平成28年４月１日現在で、全国一斉に行ったところでございます。これによりますと、全国平均は43.3パーセント、山口県の平均は26.7パーセントとなっております。この時点での阿武町の洋式化率は54.2パーセントで、県内の市町では上位から３番目の位置づけでありました。

今、現在は、平成28年度繰越予算と花田町政になって今年度６月の補正予算による改修工事で先程申しあげましたように洋式化率は67.2パーセントと、13ポイント上昇したところでございます。

この率は、先の調査時点における県内一位の上関町の66パーセントを超えて現在では、阿武町の洋式化率が県内で最も高いと推定しているところでございます。

傾向といたしまして、校舎の耐震化を早く進めた市町が高い率となっておりまして、耐震化工事に合わせてトイレ改修も行ったケースが多くなっております。今後、県全体で学校の耐震化を進めておりますので、漸次、洋式化率もあがってくるものと考えております。ちなみに、阿武町の耐震化率は100パーセントでございます。

補足といたしまして、今回の改修前の阿武町内の内訳といたしましては、平成22年度に建て替えを行いました阿武小学校は、先程も申しあげましたが、68パーセント、福賀小が47パーセント、阿武中が50パーセントで、町全体では約54パーセントという率であったところです。他の市町と比較して、阿武町は、その時点でも洋式化率は上位ではありましたが、町内における均衡を考慮し、福賀小、阿武中の率を向上させたということもあります。

この工事は、二段階に分けて施工し、当初、平成28年度繰越分として320万円を計上し施工し、この時点で洋式化率が61パーセントであったところでございます。花田町政になりまして、町長からの可能なものについては全て洋式化したいとの指示から、６月補正で更に270万円を新規計上し洋式化率は更に向上したところでございます。繰越、現年度分を合わせて契約ベースでは、589万2,000円の施工となります。この工事で和式から洋式に変えたのは実数として７個ですが、特筆すべきは、町長の強い思いにより、洋式のトイレを全て、温水洗浄便座化にしたということでございます。

繰越分施工時点において、洋式トイレは39個、このうち温水洗浄便座は22個で、温水洗浄便座率は約56パーセントであったところですが、花田町政における６月の補正で、洋式トイレは43個で、この全てが温水洗浄便座になったところでございます。すなわち、洋式化率が、本町ではそのまま温水洗浄便座化率ということになるわけでございます。この率については、統計はありませんが、全国的にもトップクラスの数値ではないかと思うところでございます。

そこまですべきかという議論もあるわけでございますが、内閣府による2016消費動向調査によりますと、一般家庭の温水洗浄便座普及率は、全国平均81パーセントとなっています。この数字から見れば、家庭では洋式でかつ温水洗浄便座が当たり前のようになっているわけでございます。児童生徒の生活時間の大半を占める学校においても、家庭と同様な環境、あるいは、快適な学習空間を作り出すことにより、阿武町は、教育環境の改善に力点を置いているというイメージ戦略としても、阿武町で学ばせたいと少しでも思う保護者が増えることで、定住対策に資することができるのではないかと思うところでございます。

また、一昨年から、開かれた学校を目指し、コミュニティスクールの取組も始まっておりまして、一般の方々も、学校を訪問する機会が増えております。さらに、阿武小中学校グラウンドのトイレ、福賀小学校体育館のトイレも、様々

な社会教育行事で、使用されております。一般の方々も大い使われることも多くなっております、こうした学校支援者、利用者に対しても配意もしておるところでございます。

最後に、今後の計画ということでございますが、和式トイレの数は、全体で21個、率にして約32パーセント残こすこととなっております。

これにつきましては、洋式便座は、不特定多数が座り、肌が直接便器に当たることになり、これに抵抗のある児童生徒或いは教職員も存在する訳でございます。

また、全国の様々な施設には、まだまだ、和式のトイレが数多く残っております。そうした施設に児童生徒が訪問したときにも、戸惑わず対応できるように、との想定から、一定の数をあえて残しておるところでございます。従いまして、現在の洋式化率の状況等を勘案いたしまして、今以上の洋式化は想定をしていないところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番　清水教昭議員「ありません。」という声あり。）

○議長　はい。再質問ないようですので、７番、続いて３項目目の質問を許します。

○７番　清水教昭　それでは、３項目目、笑顔あふれる生活環境にするための施策提案についてです。人口を増やしていく施策には、外面と、内面からの取組みを、同時に進めて行く事が、成果に大きな弾みをもたらします。そこで今回は、内面からの取組みについて、次の１つの質問を行います。

一つ、婚活パーティーの担当窓口を創設しての企画推進。阿武町には、まだ結婚をされてない男性と、女性がおられます。しかしながら、いろいろな事情で巡り合う機会が無く、現在にいたっている場合があります。それは、働く職場の中で２人を結び付ける環境が減り、また仲人役が激減したこと等が、あげ

られます。

その中で、萩市では企画課が窓口になり、婚活のお世話をしておられます。ここにおいては「出会いのきっかけ」作りです。また、萩商工会議所も萩市役所と連携をとり、『恋活パーティー』を、主催しています。この12月17日で、通算７回目になります。男女とも各25名ずつの募集で、すでに11月中旬の早い段階で募集が締め切りになりました。確認をしますと、阿武町からの参加者も、数名ほどおられます。との事でした。この婚活事業を阿武町でもおこし、成立すれば、阿武町にお住まいになることが期待されます。これは素晴らしいことです。以上、３項目での質問内容は、１点になりました。町長のお答えをお願いいたします。

○議長　ただ今の７番、清水教昭君の３項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　「婚活事業への取り組みについて」のご質問でありますが、平成27年国勢調査の結果によりますと、生涯未婚率、これは50歳の時点まで一度も結婚したことがない人の割合で、45歳から54歳までの未婚率から算出されますけれども、全国平均では男性で23.37パーセント、女性が14.06パーセントで、平成２年頃までは男女とも５パーセント以下で推移しておりましたが、その後は急速にこの未婚率が伸びおるということになっております。この生涯未婚率は阿武町では男性が24.38パーセント、女性が15.29パーセントとなっており、全国平均と比べ若干高いものの、ほぼ同じような傾向があるというふうに考えております。

議員ご高承のとおり、少子高齢化対策として、未婚や晩婚化の解消に向けた取り組みは、国を挙げて推進をされておりますけれども、一方で、ライフスタイルの多様性により、生涯独身を選択される方も確実に増しております。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年に実施した「結

婚と出産に関する全国調査」所謂「出生動向基本調査」によりますと、いずれは結婚しようと考える未婚者の割合は、男性が85.7パーセント、女性が89.3パーセントと高い水準にあり、異性の交際相手を得ない未婚者は、男性69.8パーセント、女性59.1パーセントと、５年前の調査に比べて、約10ポイント増の、高い数字となっております。正に支援が必要な層が、この45歳から54歳までの層と仮定して、平成27年国勢調査によると、阿武町では、未婚の男性が36人、女性が26人の計62人がこの範囲にあるというふうに考えております。

こうした状況を踏まえて、議員のご質問の婚活パーティー、これの担当窓口を役場に設置して企画推進をしては、というご提案でございますけれども、まず、山口県においては、少子化の主な原因を、男女の出会いが減少していることと捉え、結婚応援事業といたしまして、結婚を希望する若い男女に少しでも多くの出会いの場を提供するために、「やまぐち結婚応縁センター」を開設して、県内４箇所に窓口を設置して、結婚相談、マッチング、引き合わせから、交際、成婚に至るまでのフォローを実施しておりまして、平成27年５月の開設以来、10月末で17組の成婚があったようで、近くでは萩健康福祉センター２階にその窓口があります。このほか、婚活サポーターの養成や、出会いイベントの開催なども行っております。

また、お隣り萩市では、平成20年５月から市役所別館２階に「結婚相談所」を開設されておりまして、登録者数は延べで男性227人、女性で183人の計410人の方が登録して、平成29年３月末の成婚数が32組とのことで、阿武町との人口比で置き換えると、男女比で登録者が30人程度、成婚は９年間で４組ぐらいの率になるのではないかなと、いうふうに考えておるところであります。

ここで、婚活パーティーの話に戻りますと、阿武町でも、平成５年頃の５年間、山口県農業会議主催のパートナーバンク事業といたしまして、私も世話役の一人として参加をいたしたことがありますけれども、萩のホテルを会場にて、

婚活パーティーを実施した経緯もございます。現在では、山口県漁協萩統括支店管内で漁師さんを対象とした婚活パーティーの実施、また議員のおっしゃる萩商工会議所でも、市と連携して実施されているようでありまして、これは萩市に在勤、勤務しておれば阿武町の人でも参加出来るようであります。

しかしながら、成果としての数字は、なかなか上がって来ないのが実情でありまして、何より、本来、その支援を必要とされる方が遠慮されて参加されない、また参加しても自分をうまく表現できないというようなことがあるようでありまして、閉ざしてしまう。その様なことから、その後の実施を躊躇してきたところであります。

私といたしましては、まずはアンケートやヒアリング調査などにより、ニーズや要望、アイディア、そして結婚の意思の確認等をした上で、ターゲットを絞り、ニーズに合わせた情報提供などの対応を仕掛けていくのかなというふうに考えておるところであります。

また、婚活パーティーを実施するとした場合、出来るだけ全県、または北浦の広域のエリアで、また、そうした場への参加が自然体で違和感のない、小さいレベルでありますとなかなか違和感を生じると思っておりますので、大きな範囲の方が望ましいと考えております。

そうした中、以前はどこの市町でも青年団活動が盛んで、それをきっかけに結婚された方も多かったと思いますけども、例えば、本町においては、若者交流事業を機にＳＡＮＹ・ＡＢＵという若者グループが町内事業所の職場の枠を超えて集まって、スポーツやレジャー、自分たちでイベントを企画して活動する中で、結婚に至ったカップルが、数組おられると聞いておりますし、正に今、21世紀の暮らし方研究所の活動で、町の魅力を高めていくのに連動して、新たな人のつながりが生まれ、長門市、萩市、益田市を始めとする町外の若者も阿武町に足を運んでいただいて、小さなイベントを企画したりと、新しい交流も

始まっているところであります。

また、ラボの活動の中の、阿武町式花嫁・花婿修行プロジェクト、これは名前から想像する、直接的な婚活イベントではありませんが、年配者も含めた地元の人が、暮らしのプロとして魚のさばきや農業などの先生役を担うことで、参加する町内外の若者との縁づくりを意図しているものでありますが、人数は少なくても、双方がリラックスした形で参加できて、大変好評であるというふうに聞いております。

阿武町においては、まず県や近隣の市町と連携し、特にＳＮＳなどを通じて、婚活支援情報の提供や、町の交流イベントの情報発信に努めるとともに、４月から始まる旧奈古薬局を交流の場としても活用し、様々な人が集い・出会う場としての機能をも持たせ、ラボの活動も定期的に実施する中で、引き続き、自然体の出会いの場ができるような活動の支援に努めて参りたいと考えておりますし、私は、定期的に人びとが集う場をつくることを支援していくことこそが、最も大切であるというふうに考えているところでございます。

清水議員におかれましても、積極的な出会いのきっかけ作り、愛のキューピットとして活躍されることをご期待もうしあげまして、答弁といたします。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長　以上で７番、清水教昭君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休　　憩　　11時12分

再　　開　　11時21分

○議長　休憩を閉じて休憩前に引き続き会議をひらきます。一般質問を続行します。

○議長　次に１番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○１番　中野祥太郎　それでは、私の方から３項目の質問をさせていただきます。まず、最初に消防団の組織について、質問をいたします。

私は、今から約40年前の22～23歳の時に、地元の先輩から高齢で消防団を退団するとのことで、後任として消防団への入団の要請がありました。快く引き受けたところでございますが、当時勤めていました勤務先に報告したところ、就業規則の兼業に当り就業違反になるとのことで入団を断念いたしました。

現在は消防団協力隊に入隊していますが、消防団に深く精通をしていない私が、消防団の組織体制を語るに相応しくないかもしれませんが、消防団に深く精通している方からの要望を基に質問させて頂きます。

安心・安全なまちづくりを目指す中で、防災に携わっていただく消防団の重要性はここで語ることなく、町民誰もの共通認識であります。今年度は、今日まで消防団の出動が２件で、いずれも火災によるもと聞いております。前年度は出動４件の内火災関係が３件あり、特に火災による出動が殆どで、消火に対して重要な役割を頂いております。

しかし、現在消防団の団員数は134名で、総世帯数1,617世帯に対する一世帯当たりの団員数は0.083名でございます。10年前の平成19年には、団員数195名に対して、総世帯数1,628世帯からすると一世帯当たりの団員数は0.120名となり、団員数は61団員減少しております。一世帯当たりの団員数は0.037名減少し、比率では30.8パーセント減少していることになります。

このような体制の補完から、「現在地区別に５分団からなる分団の他に、企業の分団を組織してはどうだろうか。私の企業は企業内の職員で構成する分団を組織させてもらえれば協力しますよ。」との話を頂きました。

この話を聞き、共感とともに大変、感激を覚えました。また、ある分団長

からも、阿武町役場の職員で構成する分団組織を立ち上げるべきだと提案を聞いております、今日の一般質問となりました。

災害は何時発生するか分かりません。消防団員数が少なくなったうえ、現在のように、第一次産業従事者や自営業者が少なくなり、生産人口の多くがサラリーマンとして生計を立てておられ、休日以外の昼間の時間帯（就業時間帯）は生産人口の空洞化となっております。

この時の災害に対する防災は、過去から続けてきた防災体制のままでは、時代の変化に合致した体制とは言えません。初期消火の補完として消防団協力隊組織を立ち上げたことから、以前より火災の防災対策としては、充実してきているもののまだまだ充分な体制とは思われません。

そこで、消防団員の減少の解消及び休日以外の就業時間帯の防災対策を充実するため、消防団組織の分団として、町内の企業内の職員で構成する分団と阿武町役場の職員で構成する、職場の分団組織を立ち上げるべきだと思います。

これにより、町外から就業されている職員の入団により、消防団員数の増加が見込めるとともに、休日以外の昼間の時間帯における防災体制の強化につながります。

職種、職員数などで全ての企業・団体で、職場分団の立ち上げは難しいものがありますが、しかし、阿武町内で10名以上の職員が就業されている企業・団体には正社員が420名おられます。

また、このような状況は近隣の萩市をはじめ長門市、益田市でも同様に思われます。阿武町民が萩市に就業されている方は萩市で、萩市民が阿武町に就業されている方は阿武町で、休日以外の就業時間帯に消防団員、または消防団協力隊員として任務すれば、花田町長が両市町の連携を強調されるように連携が深まるものと思います。

他の長門市、益田市にも同様な提案による対応が出来れば、更に広域的な連携の構築につながると思いますが如何でしょうか。以上、述べた消防団の組織体制の提案について、町長の答弁を求めます。

○議長　ただ今の１番、中野祥太郎君の１項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　１番、中野祥太郎議員の「消防団の組織体制について」のご質問にお答えをいたします。消防団の組織体制について阿武町内の企業、或いは、役場等から消防団の新たな分団を立ち上げてはどうか、また、市町を超えた協力体制の構築、連携等はできないか、というふうな内容のご質問であります。

先ほどの清水議員への答弁でも若干述べさせていただきましたが、中野議員ご指摘のとおり、少子高齢化等の波を受け、消防団員の減少が急速に進む中で、平日、日中の消防力の空洞化等につきましては、私といたしましても、大変憂慮しているところでございます。

このような中、消防団の補完組織として、消防団協力隊が組織された訳でありますが、中野議員のご考察同様、現在も、町全体の消防体制は十分とは言えず、更なる取り組みが、喫緊の課題であることは言うまでもありません。

そこで、中野議員から消防力強化の一つのアイディアとして、町内の企業や役場から、新たな分団を立ち上げてはいかがか、というご提案をいただいたことでありますが、このことにつきましては、私も、以前から同様の思いを持っていたところでありまして、町長就任後、ただちに、担当課である総務課に対し、体制や方法等を調査、検討のうえ、目処が立てば平成30年度、或いは、平成31年度中の発足を目指す様に指示を出しているところであります。

ここで、参考までに、現在、自治体として分団を立ち上げている他市町村

の事例を紹介いたしますと、どの自治体においても平日、日中の火災の対応強化を目的としておりますが、自治体を一つの分団として通常の消防団と同様の活動をしている例といたしましては、人口５万5,000人の岩手県滝沢市があります。

もう少し詳しく申し上げますと、滝沢市では、市役所を一つの分団と見立てて、専用の消防用機器、機材を持ち、ポンプ車１台、積載車１台が配備されており、団員は20代から40代の有志で組織されておりまして、出動範囲は市内全域が対象範囲というふうになっておるようであります。

同様に、役場を一つの分団として、通常の消防団と同じ様な活動をしているところが、人口4,000人の、群馬県高山村でありますが、ここでは水槽付消防自動車が配備され、団員は有志10名で、出動範囲も滝沢市と同じように、村全体を対象としておるというふうに聞いております。

また、一部地区のみを担当している例といたしましては、阿武町で言えば例えば福賀地区だけとか宇田郷地区だけとかというふうな感じになりますが、そういうイメージでありますけども、鳥取県大山町におきましては、日中の出動態勢が困難となっている地区において、当該地区の出身職員で組織された分団が対応するといった例もあり、装備はポンプ付積載車のみで、出動地域も該当地区のみとなっておるようであります。

このほかに、自治体分団として業務を限定した事例では、人口１万人の青森県鰺ケ沢町や、人口１万8,000人の福島県の浪江町がありますが、専用の機材は持たずに、主に交通整理等の後方支援のみを行うこととになっていると聞いております。

なお、職員に対する報酬、出動費の支払いはそれぞれの市町村によって異なっておるようであります。

そのほか、都市圏で大規模企業がある市町村においては、企業が有する自

衛消防隊、この自衛消防隊と協定を結んで事業所周辺において発生した一般住宅火災の対応を行っている事例もあります。

そこで、仮に、阿武町役場における分団組織のあり方についてでありますけども、これらの事例を参考にすれば、大きく分けてＡ、Ｂ、Ｃの３のパターンがあるというふうに考えます。主な目的は、これらの自治体同様に、平日の日中に起こった火災の対応ということになるでしょうが、一つのＡ案といたしましては、役場職員のみで組織された一つの機能別分団として、火災の際には、通常の消防団員と同じ活動を行って、専用の機材、機器を役場敷地内に配備するやり方。次の、Ｂ案といたしましては、組織はＡ案と同じでありますが、機材、機器、車両等は既存の分団のものを使用するというふうな方法。もう一つＣ案といたしましては、職員を既存の各分団に所属させて、通常の消防団員として動かすというふうな方法があると思います。

また、その他の案といたしましては、全職員を対象に既存の協力隊員として現場に急行させ、消防団の到着までは初期消火を行うこととし、消防団到着後は後方支援を行うといったものもあろうかというふうに思います。

なお、Ａ、Ｂ、Ｃの案とも団員は、おおよそ45から以下の若手かつ有志職員として、人数は役場本部としての体制維持や消防車の搭乗人員、一つの消火隊としての機能性等を考慮して、10人程度等プラスアルファーくらいが適当であると考えるところであります。

次に、各案のメリットやデメリットでありますが、まず、Ａ案の、役場職員のみで組織された一つの機能別分団として、火災の際には、通常の消防団員と同じ活動を行い、専用の機材、機器を役場敷地内に配備する場合でありますが、利点としては、職員が役場から消防車に乗って直に現場に向かうため、素早く現場に急行できて、訓練を受けた分団として消火作業まで対応することということで、延焼等を防ぐ効果が大きいこと思われます。

一方、課題といたしましては、本庁から距離のある例えば福賀、宇田郷地区につきましては到着までに時間を要すること。また、消防用自動車、専用機材の購入費、車庫等の建築費等、多くの経費が発生する、といったことが考えられます。

次にＢ案につきましては、組織はＡ案と同じでありますが、機材、機器は既存の分団のものを使用するというパターンでありますが、利点といたしましては、新たな装備費用は活動服等だけで最低限で済みます。Ａ案同様に、訓練を受けた分団として消火作業まで対応できることということでありますが、課題といたしましては、各分団の器庫経由となるために、Ａ案よりも到着時間が遅れるということが想定されます。遠隔地の対応についてはＡ案と同じ時間がかかるということにもなります。

Ｃ案につきましては、職員を既存の各分団に所属させて、通常の消防団員同じ活動を行う場合でありますが、Ｂ案と同様、利点は新たな装備費用は、活動服等だけで最低限で済みますが、訓練を受けた分団として消火作業まで対応できることはありますが、課題といたしましては、Ｂ案と同様に、各分団の器庫経由となるために、到着時間が大幅に遅れることが考えられます。ただ、Ａ、Ｂ、Ｃ案ともに、場合によっては、役場任せの風潮が起こる可能性や、現団員の存在意義の低下等、一般の消防団員数が減少する可能性が、一方では懸念されるところであります。

また、その他の案につきましては、全職員を対象に先ほど申し上げましたが、既存の協力隊員として現場に急行させ、消防団の到着までは初期消火を行うこととして、消防団到着後は、後方支援を行うといったものであり、協力隊と同様の作業であるために、今現在でも即対応が可能ではありますが、消火栓がない区域でポンプ等が必要な水利では、消防団の到着まで消火が難しく、結果的に、延焼等被害規模の拡大につながる恐れもあることなどが考

えられます。

いずれにいたしましても、喫緊のうちに、組織の内容、方向性等を検討して、可能な限り早い段階で実現の方向で考えたいとは思っております。

なお、企業におけるところの機能別の分団につきましては、基本的には役場と同様の内容と思っておりますが、町の考えを一方的に依頼することはできませんので、ある程度、方向性が定まった段階で、関係企業と協議して参りたいと考えるところであります。

その際には、例えば、町内の消火活動にご協力いただく対価として、自らの会社で火災が発生した際には自衛消防隊としての機能を持っていただくといったふうなことも一つの方法ではないかと思っているところであります。

いずれにいたしましても、身分保障や財政面の課題と、いろいろ複雑な生命に関わるものでありますから、大変複雑な要素をはらんでおりますので、今後更に、調査、検討を進めるべきであると考えているところであります。

また、中野議員が、冒頭でご自身のことを紹介されましたが、就業規則により、消防団に加入できない会社があったり、消防団協力隊に入隊されていない方も、まだまだおられます。

このあたりにつきましては、現組織の増員を図ることも即効性のある有効的な手段だと考えておりまして、消防団への協力依頼やＰＲ等を積極的に行って参りたいと思っております。

最後に、市町間を超えた消防団員や協力隊員の連携、構築等については、アイディアとしては大変素晴らしいことだとは思いますが、それぞれ首長の考え方の相違があったり、また、保険の適用等も調査する必要があります。まずは、町内においてできることから進めて行きたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長　１番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（１番　中野祥太郎議員、「ありません。」という声あり。）

○議長　はい。再質問ないようですので、１番、続いて２項目目の質問を許します。

○１番　中野祥太郎　それでは続きまして、平成29年度の６月補正予算、肉付け予算に表明された、主要な施策の進捗状況について質問をいたします。

私は、阿武町が今後も単独町政を維持するためには、最重要課題として、若者の雇用対策と子育て支援、住宅問題など、若者の生活環境を整備し「阿武町を次世代につなぐ」ことが必要と考えております。また、高齢者の医療、介護、交通移動など特に高齢者対策を更に行い、「生きがいのある住みやすいまちづくり」を目指す必要があると思っています。

この私の思いと、花田町長の思いに共通点が多く、平成29年度の主要な施策に共感したところです。しかし、主要な施策の表明はＰＤＣＡサイクルのＰlanの計画に過ぎません、今大事なのがDoの実行であります。表明からまだ６か月しか経っていないかもしれませんが、しかし既に６か月も経過しているとも言えます。

また、町長は６月の所信表明に「具体的かつ可能な限りスピーディーに各種の施策を展開していく必要がある」と述べられておられます。全く同感であり、私はさらに大きなリスクを排除しながら、大胆さが今求められると考えられます。

そこで、元・新人議員が４名おられますので既に実施済みも含めまして、中でも私が注目をしている次に述べます事業について、進捗状況を町長に答弁を求めます。

１．保育園の保育時間の更なる延長および土曜午後の保育の延長時間、また執行時期、また児童クラブの延長時間の検討について

２．高校生の医療費無料化事業について

３．高校生の通学費軽減事業について

４．路肩の整備工事(コンクリート張等)の事業について

５．福賀グランドゴルフ場休憩室及びトイレ設置事業について

６．高齢者の健康診断料、インフルエンザ予防接種の負担軽減の検討について

以上でございます。

○議長　ただ今の１番、中野祥太郎君の２項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　２項目めのご質問にお答えいたします。ご質問の内容は、私が町長就任の時に公約として掲げております内の、６つの事業における進捗状況ということでありますので、１番目から順を追ってお答えをいたしてまいります。

最初に１番目の、保育園の保育時間の更なる延長および土曜午後の保育の延長それから、執行時期、また児童クラブの延長時間の検討について、ということでありますが、このことにつきましては、女性の社会進出と働く女性の子育て支援の充実のための具体策のひとつとして、保育時間の更なる延長、土曜午後の保育の実施を行うこととしております。

そのため、今年９月には保育士の採用試験を実施し、お二人を新規採用決定し、体制を整えましたので、新年度から、具体的には来年の４月から、これまでは、平日が午後６時までであった保育園の閉園時間を、萩市内の公立保育園と同じように６時半までに延長し、土曜日の午後についても同様に保育園を開けるようにすることとしております。これによって、フルタイムで働く保護者が、夕方保育園にお迎えに来られるときの時間的な余裕ができて、より女性の社会進出の一助になるのではないかと考えておるところであります。また、児童クラブにつきましては、現在、奈古と福賀でそれぞれ平日の放課後、午後６時までと、土曜日については、午前８時から午後６時までの

時間帯で実施しておりますが、現在のところ、保護者の方から時間延長についての要望はないわけでありますが、今後、多くの方からそうした要望等が出てきた場合には、体制を整えて、時間の延長を行うことについては、やぶさかでないと考えておるところでございます。

次に二つ目の、高校生の医療費無料化事業について、でありますが、このことにつきましては、私が町長に就任して初めての議会でありました、６月議会におきまして、予算計上させていただいて、県医師会等との関係団体との調整を済ませ、今年１０月から、それまで中学生までであった、子ども医療費助成制度を高校生まで拡充し、医療を受けた際の窓口負担を０にしたところでございます。

これは県内では初めての取り組みで、それまでの中学生までの窓口負担０円につきましても、所得制限なしで実施していたのは、阿武町を含め５市町にとどまっておりましたので、これを高校卒業までと拡充するということは、まさに他に先駆けての制度開始であったと言えるのではないかと思っております。

なお、この制度の実績につきましては、10月からの開始でありまして、最初であります10月分の医療費の報告を受けるのが、今月中旬以降となりますので、どの程度の金額に登るのかにつきましては、現時点では不明でございます。

次に、３点目の、高校生の通学費軽減事業について、でありますが、この高校生就学支援補助金につきましては、子育て支援と定住促進を図ることを目的として、奈古地区に較べて、高校への通学費の負担の大きい福賀地区、及び宇田郷地区の、生徒の保護者の負担軽減を図るため、町営バスの乗車の無料化と、これは全町が対象でありますが、下宿等の居住で経済的負担の大きい保護者の負担軽減を図るために、家賃助成を、本年７月から「阿武町高

校生修学支援補助金」として開始しているところであります。

なお、町営バスの乗車の無料化につきましては、該当する生徒が高校への通学及び学校行事の際の乗車に限り、町が発行する無料乗車証を、運転手に見せることで無料としております。今年度は、福賀地区で３件、３人と言いますか、宇田郷地区で２人の合計で５人の申請があり、既に７月から無料としているところでございます。

また、下宿等の助成につきましては、賃借の月額から食費、光熱費を除いた純粋な家賃に対して、月額１万円を上限に交付するもので、現時点で３人の方が該当すると思っておりますが、この件につきましては、年度末に申請・受付及び交付を行う予定としております。

次に、４点目の、路肩のコンクリート張り等の整備工事事業について、でありますが、これにつきましては、先ほど清水議員からの質問に対する答弁とダブルところがありますが、自治会における、町道の草刈り作業等の労力負担の軽減事業として、これも６月議会において補正予算のご議決を賜ったところでありまして、担当課において箇所の選定を行ってまいりました。

この箇所の選定に際しましては、各自治会から毎年報告があがる町政協力交付金の実績報告書を基に、高齢化率や、集落の人口、作業量、作業時間などを総合的に考慮して、優先自治会を絞り込んだ上で、その自治会が毎年行っている草刈り箇所を調査し、今年度に実施する路肩整備の工事箇所を決定したところであります。

なお、施工につきましては、10月27日に入札を行い、現在、これもダブりますが、奈古地区は宇久線の１路線、宇田郷地区は元浦平原線の１路線、それから福賀地区におきましては、松ノ木河内神線をはじめ、栃原広乙線、伊毛田別当線、新田弥富線、岩坪八保線、長沢横輪線の６路線について、それぞれ落札した建設業者により工事を進めているところであります。

次に、５点目の、福賀グラウンドゴルフ場休憩室及びトイレ設置事業について、でありますが、これにつきましては、地域住民からの強い設置要望を受けて整備したものでありますけれども、既に広報紙等でも紹介されておりますとおり、休憩施設等は、10月13日に完成し、これを記念して同月26日に引渡式や記念大会が関係者により盛大に開催され、私も参加させていただいたところであります。

なお、新たに整備した施設の概要は、縦5.5メートル×横3.7メートル×高さ2.4メートル、床面積が20平方メートルの休憩用のユニットハウス１棟、そして男子小便器と温水洗浄便座付きの男女共用の洋式便器が配置されたトイレなど、地域の愛好者の皆さんからも大変喜ばれておるところであります。

最後に６点目の、高齢者の健康診断料、インフルエンザ予防接種の負担軽減の検討について、でありますが、先ず、高齢者の健康診断料につきましては、現在、集団健診で行っている特定健診の自己負担額は、千円でありまして、75歳以上の後期高齢者につきましては、県下全域で一律500円の自己負担となっております。

また、個別に人間ドックを受けられる場合は、２割の自己負担とし、後期高齢者が、町内でスマート人間ドックを受けられる場合の自己負担は、１割に減額するなど、後期高齢者を重点的に減額対象としているところであります。長寿大国でもあり、元気な方々は、高齢者の定義を75歳以上からとすべきだと言われる向きもありますが、国連の世界保健機関（ＷＨＯ）の定義では、あくまでも65歳以上の人を高齢者としておりますので、本町といたしましても、現在は後期高齢者を対象としておりますが、来年度からは、特定健診の自己負担額500円を町内でスマート人間ドックを受けられる場合の負担１割を、65歳以上まで引き下げたいと思っております。

次に、インフルエンザ予防接種代金につきましては、現在65歳以上の方が

受けられる場合の自己負担額は、県下全市町で一律となっておりまして、1,460円であります。インフルエンザは感染力も強く、高齢者の方が罹患すると重篤化する危険もありますので、より多くの方に予防接種を受けていただきたいと思っておりますので、可能であれば、インフルエンザ予防接種の自己負担を無料化していく方向で検討していきたいと考えておりますが、先の健康診断料等の軽減と合わせると、およそ250万円から300万円の新たな自主財源が必要となります。他の事業で新たに大きな経常的経費が出てきた場合には実施困難となる訳でありますが、この財源の目処が立った時点で実施に向けて前向きにやっていきたいと思っております。

以上で、２項目めの１番からから６番のご質問に対する答弁を終わりますが、中野議員ご指摘のとおり、今後ともあらゆる施策において、可能な限りスピーディーにかつ大胆に各種施策を展開して参りたいと思っておるところでございます。以上で終わります。

○議長　１番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（１番　中野祥太郎議員、「ありません。」という声あり。）

○議長　１番、中野議員にお諮りしますが、３項目目の質問は午後に回してもよろしいですか。どうでしょうか。

○１番　中野祥太郎　はい。

○議長　それではここで、昼食のため会議を閉じます。

休　　憩　　11時57分

再　　開　　12時59分

○議長　それでは、昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。午前中に引き続き一般質問を続行します。

○議長　それでは、休憩前に引き続き１番、中野祥太郎君の一般質問を続行します。１番、中野祥太郎君には、３項目目の質問を許します。

○１番　中野祥太郎　それでは続きまして、ふるさと納税寄附金の使途についての質問をいたします。私は、平成26年９月の議会定例会において、税収が少なく自主財源が低い阿武町において、企業感性を持って自主財源額の引き上げや、阿武町産の商品開発および阿武町産物の販売促として、積極的なふるさと納税の取り組みについて一般質問をおこないました。

早々に対応いただき、過去の寄付金額は年間数10万円であったものが、平成28年度は1,105万円に急伸し、うち経費を差し引いた約42パーセントの469万円が税収入と同じ効果の純歳入が得られ、町内の産物も約550万円の販売促進効果が生まれております。歳入の確保や販売促進策として、さらに積極的な取組を求めるものでございます。

このふるさと納税制度に対して、総務省は10月にふるさと納税による寄付を起業支援、移住の促進に使う自治体へ特別交付税を配り、財政面で優遇する発表がなされています。

制度の概要は、自治体がクラウドファンディング型（インターネット等を介して資金の必要な人と提供者を結び付ける仕組み）ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対して、事業に共感する方からふるさと納税を募り助成を行う制度であります。また、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、自治体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して、特別交付税措置による支援があります。

この制度の概要については、新聞、インターネットで情報収集したもので、私なりに阿武町の活性化につながり、町内の循環事業、外貨獲得事業として例ではございますが今浮かぶ事業として、道の駅の出荷物不足解消のための出荷委託農業・漁業事業、農産物・水産物の６次化産業の製造販売事業。

クリーンエネルギーが注目を浴びる中、阿武町は森林を多く抱えていることからバイオマスによるネルギー事業や薪ストーブの薪販売事業、ガソリン・電気スタンド事業。

ふるさとへの帰省者、観光客、釣り客、第一次産業体験客などへの宿泊事業。また、サーフィン、ラジコンの拠点事業。

また、高齢者対策として移動販売事業、高齢者への弁当・買物委託宅配事業。などの内可能性のある事業をこの制度を利用して検討してみてはいかがでしょうか。

この制度は、平成30年度から開始されます。早々に、詳しい情報を収集し、阿武町の地方創生として活用できるものがあれば、阿武町の発展と起業化の支援、雇用の場の提供につながるものであります。

活用できるものであれば、町内外の企業、個人に積極的な情報発信を行い、この制度を活用し起業化を目指す方の募集を行う必要があるものと考えます。以上述べました事業について町長の答弁を求めます。

○議長　ただ今の１番、中野祥太郎君の３項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　ふるさと納税寄付金の使途についてでありますが、ご案内のふるさと寄附、いわゆるふるさと納税の制度は、平成20年から、寄附を通してふるさとへの貢献、地方を元気にしよう、また、納税者が使い道を指定したい、と始まった制度でありますが、最近では、趣旨に反して、自治体間の返礼品競争や、返礼品目的の寄附が加熱し、総務省から、換金性の高い品物の禁止や、返礼品の調達割合を、３割以下にするように、指導が入るなど、若干、水も差された状況であります。

阿武町におきましては、当初から制度の趣旨に基づき、適正かつ地道な運用に努め、昨年度は、始めて大台となる1,000万円を超えることとなり、必要

経費を差し引いた残りを、阿武町ふるさと振興基金に積み立てているところであります。

今年度は、蜂蜜など、人気の返礼品の欠品や、やはり過当競争のあおりを受けて、フグ料理２人セットなど、新しい商品開発にも努めておりますが、11月末現在の寄付額は、330万円という状況にあります。

ここで、中野議員がおっしゃるとおり、国においても、ふるさと納税は、地方団体が、自らの財源を確保し、地域の活性化に向けた様々な政策を実現する手段として、重要な役割を果たす制度であり、今後、更なる活用を推進するとして、この度、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、

一つとして、地域の地域課題の解決に資する起業支援を促すとともに、地域の外から、資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る「ふるさと起業家支援プロジェクト」があります。

そして二つ目として、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置づけて、ふるさと納税をきっかけとした、継続的なつながりを通じて、移住・定住を推進する「ふるさと移住交流促進プロジェクト」の２つを、新たに平成30年度から開始することとされております。

また、このことにつきましては、両プロジェクトとも、特別交付税措置による支援をするとされておりまして、私も興味深く、注視しているところでありますが、これから平成30年度の予算編成に向けて、知恵を絞っていかなければと考えております。

議員から種々、ご提案のされたものつきましては、私も全く同感でございますが、現時点では、クラウドファンディング型寄附金について、詳細な情報が不足しておるところもありますので、地域振興の重要なそして貴重な財源としての観点から、積極的な情報収集に努めながら、具体的な検討を進めて参りたいと思っておるところであります。以上で答弁を終わります。

○議長　１番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（１番　中野祥太郎議員、「はい。」という声あり。）

○議長　１番、中野祥太郎君。

○１番　中野祥太郎　答弁ありがとうございます。まだ詳細な情報が無いということで、致し方ないんですが、情報がとれ次第といいますか、いま町長も積極的にということですが、そのいま、町長と国が行うこのふるさと納税の制度が合致してできるようなことがあれば、積極的にですね、いち早く他市町に負けずにやっていくということですが、いただきたいということで、お願いしますということになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長　町長。

○町長　ふるさと納税の一部、いろんな市町でおこなっております。ふるさと納税のサイトをみてみますと、所謂納税、地域振興であったり、そういった項目を挙げての納税に対する返礼品をお送りするというものと、いまここであるところの、クラウドファンディング型のふるさと寄附につきましては、特定の目的を明示してそれに賛同する方にご寄付を頂く。例えば、例に出てまいりますと例えば、犬やら猫のその殺処分をしたくない、というふうな自治体が例えば出てきた場合に、これに対して、その殺処分じゃなしにその避妊ですかね、避妊とか言う方法をとってその殺処分を押さえていきたいというふうな、一つの思いをそのクラウドファンディングの中に明示して、そのためには年間３百万円かかりますと、みなさんこれについて協賛される方はご寄付を願いたいというふうな感じなものが、あのクラウドファンディング型の一例ですけれども、いろんな私たちの行政の目的に合ったものについて、個々具体的に表示しながら、それに対して賛同する方からファンディングしていただくというふうなのが発想の原点であったというふうに思っております。ですから、その発想の元から、今度は地域を元気にしたい、そのために

は起業したり色んなことが、方法があるが、その方法について皆さんに示して、それに賛同する方にご寄付を頂いて、それを使って新たな方向性を見いだして行くことに対して、とうこう措置をしていくということでありますから、大変結構なことだというふうに思いますし、それでは、じゃあ阿武町に今そのクラウドファンディング型でやるときに、どういったものを皆さんに訴えるか、というふうなことも今ある、やっておることを一部を皆さん方に負担をお願いするということもあるかもしれませんが、そういったふうなことにつきましては、もう少しこの制度がきちっとした段階で、検討してまいりたいというふうに思っておるところであります。以上です。

○議長　１番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

（１番　中野祥太郎議員、「ありません。」という声あり。）

○議長　以上で１番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

○議長　次に５番、小田高正君。ご登壇ください。

○５番　小田高正　皆様方、こんにちは。昼からになりましたけれども、私からはですね、大きく２点質問したいというふうに思っております。

先ず１項目目、阿武町版総合戦略の進捗について質問をいたします。先日、阿武小学校にて、第４回給食食べちゃおう会に参加させて頂きました。また、授業風景も見学し、真剣なまなざしで学ぶ児童の皆さんが初々しく思いました。給食においては、味も大変よく、栄養もしっかり考慮され、昔を思い出しながら皆さんと楽しく、過ごさせて頂き大変、ありがとうございました。美味しかったです。

さて、給食といえば、決め細かな栄養のバランス、提供する時の温度、見栄えなど、おぼんの上の範囲内でどう食欲を満たし、栄養を補い、脳と運動機能を成長させ、文武を高めていけるのか通常の家庭の食事とは違う施しようがあると思います。町営住宅の増築や医療の無料化だけではなく、こうい

ったことも阿武町の子育て政策の柱です。児童の皆さんも、この当たり前と思う給食が、現在だけでなく、将来にわたって、阿武小学校の給食は美味しかった、阿武小学校にいて良かった、阿武町にいて良かったと実感することと思います。

そして、その子供達がやがては親になり、自然空間のあるとても綺麗な建物で、気持ちの良い学校で、あの給食を我が子にも同じように食べさせてあげたい。という気持ちになれば一生涯、親子で共通した話題が出来るのではないでしょうか。これも、学校という教育現場を通じた郷土愛に繋がる大切なことではないでしょうか。阿武の給食は美味しい。を父兄の皆さんと共有し内外に広めて頂きたいと思います。

さて、給食から、まちづくりについて述べたいと思います。給食にも、児童に適応した栄養のバランスと、工夫した盛り付けがあるように、まちづくりも同じことで、その判断材料に質と量が求められます。

質とは、きめ細かな住民満足度向上のために、執行部職員のすぐ動く行動力や町民の皆さんが納得出来る施策や制度の説明力や窓口対応や事務対応力、住民の皆様だけではない、今後さらに力を入れる移住者受入等のおもてなし力、外部に発信する企画提案力、情報発信力など職員個人の能力だけではなく、頑張る職員が活躍できる体制など執行部の総合力が求められると思います。

我々議員も常に住民感覚、民間感覚を持ち、執行部に対する提言力、政策進捗度のチェック、是は是、非は非といった緊張感ある議会風土の再構築が必要と思われます。小さな町では、議会も執行部も住民の皆様と距離が近い関係でいなくてはならず、上手さや偽りなど通じない、本気と本質で議論できる議会にしなければならないと思いますし、その判断は住民の皆様がされることと思います。

また、今後の政策を作る側の執行部としては、対象が何で、何の目的を達成するかということを、明確にしなければならないということです。民間でいうならば、会社がつくりあげるコンテンツが、お客様の課題解決になっているかということだろうと思います。

量とは、予算や活動人口、総合的な政策数や公共面積などが含まれるのでないでしょうか。縮充を目指している花田町長ですが、小さな町でも、最低限のボリュームが必要不可欠です。

つまり、将来にわたり、最低限、必要な人口の確保です。そして国の流れがどうなるか分かりませんが、今後の地方交付税交付金の項目別算出基礎の根拠や活動に応じた予算額、県の支出金の流れなど、自主財源が乏しく、依存財源の高い阿武町は、長年の財政規律のもと、県下でもトップクラスの健全財政でありますが、単独町政の一住民として、気になるところでもあります。

平成27年度まち・ひと・しごと創生特別事業の名のもと、全国の市町村は、地方版総合戦略を策定しました。国の直轄交付金による、５年という期限が定められたまちづくりのための交付金です。自分たちの町の存続をかけ、現在、全国の市町村は、独自で、様々な工夫をされ、熾烈な競争を展開しており、移住希望者の動きも、受け入れる行政側の動きも双方、活発になっていることは承知いたしているところであります。

民間企業の経営や営業部門では、ＳＷＯＴ分析を活用します。ＳＷＯＴの、Ｓ：強み、Ｗ：弱み、Ｏ：機会、Ｔ：脅威といった頭文字をとっています。自社を取り巻く環境と、それに対する自社の現状を分析しながら、ビジネス機会を発見します。ＳＷＯＴ分析は、企業や事業の戦略策定やマーケティング戦略を導き出すための有名な分析のフレームワークです。

そして、自社の努力で変えていける内部環境と、規制緩和、技術革新、業

界変化など自社の努力で変えられない外部環境を把握し、事業計画や行動実施計画をＰＤＣＡサイクルに落とし込み、年次別、月別に進捗状況を精査し、修正するなど、企業や事業の成功要因と方策を導き出すために、取るべき方策をかんがえます。さらに、ムリ・ムダを省き、今や中小零細企業を含め、これらを活用し事業運営をされていることでしょう。当たり前のことを実践し、継続すれば事業が出来た右肩上がりの高度経済成長の経済状況から、飽和状態とデフレ下にある今日の情勢では、過去が参考に出来ない時代に突入したと思います。特に外部環境の変化は凄まじい勢いで進展し、世の中の常識を変えました。また、今後はさらに無限性さえ感じます。

平成８年にウインドウズが登場し、正式には７年に発売だそうですが、その当時は画期的な出来事でした。あれから約20年が経ち、インターネット環境も劇的に変わり、YouTubeなどの動画配信、自撮り、フリーマーケット販売、フェイスブック、ツイッター、ＬＩＮＥ、インスタグラムなど、ソーシャルネットワークサービス、俗に言うＳＮＳも様々な分野にも進出し、今や情報源の主軸になり、行政や企業の情報収集だけではなく、衣類や農産物等の物品の販売や購入をするうえにおいても、欠かせないツールとなってきました。

こうした状況下の中、阿武町は、阿武町版総合戦略を策定し、本年度で３年目の後半を迎えています。

「選ばれるまち」に向け、若い職員の皆さんが将来の阿武町を考え、委託会社studio-Lのスタッフと共同で策定された総合戦略の展開は、果たして現時点で、満足のいくものに仕上がっているのでしょうか。また、町民の皆様からみて、なるほど！と思える事業になっているのでしょうか。執行部の自己満足であってはならず、道半ばから、目標到達に向け、町民の皆様から目に見える事業展開になってきているでしょうか。また、４年目、５年目に向けて、完成度は高まってきているのでしょうか。まちづくりの基本は、共感、

共有、協力です。果たして住民を巻き込んだ仕組みづくりに仕上がってきているでしょうか。共感し、応援したくなるような事業のうねりが高まり、町外の方からみて、阿武町へどのようなお問合せがあるのか。また、それは共通した阿武町への興味となっているのか。阿武町の新展開と外部からの評価は、町民の皆様も関心があることと思います。そこで、花田町長に質問します。

花田町長は、本年５月に「打てば響く町民一人ひとりに寄り添う町づくり」をモットーに、阿武町長に就任されました。少子高齢化、人口減少、産業の衰退、第一次産業など基幹産業の高齢化と後継者問題、若者定住対策、交通網の整備、道の駅周辺整備など、様々な町の課題が山積された状況の中、志と覚悟を持って、新たな阿武町を構築するために、町長に挑戦され、就任されたことと思います。

花田町長にとっても、この阿武町にとっても、この阿武町版総合戦略は、ＳＷＯＴ分析でいえば、機会という絶好のチャンスとも思われます。ある大手総合スーパーの役員が、「これからの店舗づくりは、献立力」だと述べられています。

始めに、給食のことを述べさせて頂いたように、全国道の駅発祥地であるこの阿武町を、どう献立し、町民や外部に発信出来るか、独創的で、様々な工夫をした満足度の高い政策メニューが求められています。そこで、何点かお尋ねしたいと思います。

１点目に、就任して以来、約半年間経った感想をお聞かせ願いたいと思います。

２点目に、阿武町版総合戦略も、折り返し点を通過しました。目に見える形から、新たな展開へ進むと思いますが、町民の皆様の認知は、執行部が思うほど、まだまだ理解がありません。議員だけでなく、まずは、自治会長や

婦人会長、各グループの代表者など、現地に招き、執行部が推し進める事業展開を共有されてみてはどうでしょうか。

あらゆる施策を総動員と述べられている花田町長です。これも総動員の一つであり、共有の一歩です。また、人生の先輩方はあらゆる知恵をもっておられます。新たなヒントが見つかると思いますし、起業の芽、商業の卵が産まれるかもしれません。若者の遊び場、高齢者の遊び場、プチワークの発見など、人生をエンジョイ出来る施策が、若者の起業を押してくれると思います。すぐ実行されてみてはどうでしょうか。柔軟かつ具体的な答弁をお願いします。

３点目に、阿武町版総合戦略は、５年の期限があります。同時に、平成27年度から31年度までの第６次阿武町総合計画及び実施計画が隣り合わせで進行しています。以前、私は、総合計画は、阿武町の骨格であり、この阿武町版総合戦略と、どうリンクして整合性を保っていくか質問しました。また、まち・ひと・しごと創生特別事業は、名のとおり、仕事を創り、人を活かし、阿武町に住み続け、貢献してもらいたいという事業です。そして、一過性で終わるのではなく、その波及効果により、今後において永続していけるように、骨格予算となり、総合計画に肉付けされる仕組みづくりこそが、阿武町版総合戦略の真の狙いであると確信しています。

そこで、花田町長は、今後の展開において、まず、現時点でどのような動きをされ、どのような変化があり、どのような芽が生まれ始めて来たのか。また、総合戦略から生まれた新たな光を、どう骨格の総合計画へとステップアップされていくのか答弁をお願いします。

４点目に統治についてお尋ねします。就任以来、打てば響く町長を目指されておられますが、阿武町版総合戦略はもちろんのこと、東京ふるさと阿武町会や関西ふるさと阿武町会、企業廻りなど、各方面、多岐に渡り、自らが

新しい展開と深耕開拓を含め、首長として展開されています。そうした中、町長不在時の災害など緊急対応や内部統制、特別職としての決裁を要する事案処理のため、副町長設置条例を上程され、議会はそれを承認しました。

そこで、この議会の場で、町民の皆様に、町長、副町長の役割と権限の明確化をお聞かせ願いたいと思います。また、副町長を置くことにより、組織体制や事業運営でどのような波及効果があったのか併せてお聞かせ下さい。

これも大事な阿武町版総合戦略を完成させるための体制づくりと思い質問をしております。花田町長の明快な答弁をお願いします。１項目目の質問は以上です。

○議長　ただ今の５番、小田高正君の１項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　５番、小田高正議員の質問にお答えいたします。先ずは、小田議員からいただいたご質問の第１項目の中の１点目であります、「就任して以来の感想」ということでありますが、私は５月の町長就任時から、阿武町の一番の課題は、少子高齢化が進行していく中で、若者定住と職場の確保、そして雇用の創出である、ということを基本に、花田町政としての政策を、進めているところであります。

私の政治姿勢を、ここで敢えて３つ挙げるならば、先ずは、「チェンジ・チャレンジ」で、マンネリの流れを変え、若い力で、新たな挑戦をしていく、との思いでありますが、それ以外にも、これまでやって来たようなことでも、ちょっと目先を変えてみる。そして、変えて行くべきことは、大胆かつ果敢にチャレンジし、スピード感をもって変革して行く、ということであります。

２番目に、これも再三申し上げておりますが、「打てば響く、町民一人ひとりに寄り添うまちづくり」をモットーに、町民からの提案や要望に、レスポンス良く反応するということであります。出来るか出来ないかは別として、

「あなたの提案や要望は町に伝わっていますよ」ということを分かっていただくために、提案なり要望をいただいた町民の方には、すぐに電話をかけるなどの反応が大切であるということでありまして、このことは、しっかりと職員に伝えているところであります。また、これまで「検討します」というふうな言葉で終わらせていたことも、これらも検討しますということじゃなしに、きちんと何らかの回答をするということが大切であって、このことにつきましては、議会の中でも、一般質問或いは議会の中の委員会の中で質問があったことについての、最終的な帰着点等につきましても皆さんにご説明を申し上げているというふうに思っておるところであります。

そして３つ目として、何よりも「今現に、この町で暮らしておられる町民の皆さんが、より住みやすく、より豊かに、より安心して暮らせるまちづくりを進めていくということであります。そして、これらのことにつきましては、私が初登庁した、５月１日の終業後、仕事が終わった後に、全職員を集めて１時間半に渡りまして私の思いを訓示したところでありまして、現に、その様に皆さん方、取り組んでいただいているというふうに思っておりますし、手応えも感じておるところであります。

また、就任以来、国や県への要望や町内外の様々な行事、会議では、トップセールスマンとして、そして町のスポークスマンとしての自覚を持って、積極的に町の紹介や協力依頼等を行っているつもりでございます。

次に、これまでの公約の進捗状況でありますが、議会でご承認をいただきながら進めておりますので、いろいろなことについては既にご案内のとおりでありますが、そして先ほど答弁でもご説明申し上げましたが、７月からの副町長の任命・配置、まちづくり推進課の新設、「福賀、宇田郷地区の高校生の町営バスの無料措置」を始め、９月には来年度から保育園の保育時間を延長するための保育士２名の内定、そして10月には、「高校生までの医療費の無

料化」、福賀グラウンドゴルフ場の休憩施設及びトイレの整備、町道の路面や路肩、法面舗装工事の発注、そしてこういったことを財政状況を鑑みながら、スピード感をもって実施してきたつもりであります。

特に、副町長の配置におきましては、町長の補佐役としてまた、役場各課のまとめ役として、更には、改革が求められている道の駅の社長としても、私の意を汲みながら対応してきているところでありまして、まちづくり推進課の設置つきましても、正に、政策課題の一丁目一番地である、定住対策に力を入れて取り組んでおりますが、現在、蒔いた種が少しずつ芽を出そうとしているというふうに感じております。

そして、町内の各種祭りやイベント行事の参加におきましても、義務的な参加ではなく、自ら参加して楽しむことが大切というふうに思っておりまして、住民の皆様にも参加することが町が元気になり、活性化や町づくりにつながっていく、ということをお話しさせていただきながら、参加、協力を呼びかけているところでございます。

いずれにいたしましても、就任時の訓示をはじめ、各種の指示事項や発想、取り組みなど、私の感想といたしましては、既に内部においては、色々な事が動き始めているという実感もあり、今後、これらのことが表に出て行く中で、「選ばれる町」の創出につながっていくのではないか、と思っているところであります。

そして、いよいよ年明けからは、住民に寄り添うまちづくりを推進していくため、各自治会を中心とした懇談会を、各地区ともに、４～５箇所会場を設けて行うこととしており、その他にも、みどり保育園の保護者会、お母さん方、小中学校ＰＴＡ連合会、そしてラボを中心とした、若者とのカジュアルトークなども予定をしているところであります。

私は、先ほどから述べておりますような感覚と方針、そして危機感を持っ

て、今はまだ振り返るよりも、将来をしっかりと見据えて、前を向いて走りながら考え、一つ一つ実践していく中で、町民の皆さんの付託に応え、笑顔を増やしていきたいと思っているところでございます。

次に、２点目の「阿武町版総合戦略」の認知度を高めるために、町内の各団体を現地に招き、事業展開を共有すべきではないか、とのご質問でありますが、ここで、新しい議員もおられますので、総合戦略の概要から若干説明をさせていただきます。

まず、「阿武町版総合戦略」は、「阿武町人口ビジョン」によって予見される、人口減少を食い止めるために、「すまい」・「しごと」・「ひとのつながり」この３つの大きな課題に対して、取り組むべき８つの新規事業を掲げて、加えて、「阿武町総合計画」に掲載されていた事業の中から、新たな人の流れを生み出す、57の事業を再掲したものであります。

現状を、課題ごとに説明しますと、「すまい」の課題解決に向けましては、この夏に、昨年度実施した、「住まいの意向調査」の結果を受けて、すまいの将来について話すきっかけをつくることを目的として、「人生フルーツ」の映画上映と、「家とわたしのこれからにそっと向き合う３日間講座」を開催したところであります。

その結果、延べ、354人の方にご参加いただき、家と自分の体、そして、生き方など、様々な角度からすまいのこと考えていただき、気運の醸成を図ると共に、これらを踏まえ、すまいの活用を促進する「空き家ノート」についても、今年度末の完成に向けて作業を進めているところであります。

そして、「しごと」の創出につきましては、町内事業所とも連携する中で、去る10月には、お茶の産地で「援農」援助する農ですね、のしくみの先進地であります、京都府和束町へ、「４分の１ワースク」の推進を目的に、「ＪＡあぶらんど萩、福賀すいか部会」の関係者も含めて、視察に行っておりまし

て、早速、来年度「援農」の事業実施を行うための検討をすでに始めたところであります。

また、ホームページの、しごとの情報、所謂「しごとバンク」の活用を始め、無料職業紹介所の登録に向けた、準備も進めているところであり、現在、旧奈古薬局の改修も進めておりますが、ここを来年度は、「すまい」と「しごと」の情報拠点として、機能させていくこととしております。

次に、「つながりの醸成」では、ラボを中心に「ツクロ・プロジェクト」として、旧奈古薬局の、「ＤＩＹによる改修ワークショップ」を進めているほか、「アブクロ」づくり体験を、先般の「さん３ふるさとまつり」の際にも行いまして、多くの方が、オリジナルバック作りを通して、町内外の方との交流を深めていらっしゃいました。また、「花嫁・花婿修行ツアー」についても、年度内の実施を予定しているところであります。

このような、行政主導の取り組みと平行する形で、展開しております「21世紀ラボ」の取組でありますが、昨年５月のスタート以来、先月末までに19回の講座を開催し、町内外から延べ642人の参加がありました。これは１回あたり、平均30人を越える人びとが、まちの取り組みに意欲を持って参加し、動こうとされている現れであり、大切なまちの活力だと考えておるところであります。

また、ラボの活動で学びが動き出した自主組織、「こども・らぼ」。これは、地域の各組織等の協力を得ながら、４月から延べ10回の活動を実施し、子育て世代の方を中心に、共感の和が広がっているところであります。

そして、この夏から、奈古地区において、ものづくり工房や、バーの新規開業が５件も起こっていることも、ラボの活動を通じてのご縁や、総合戦略の流れを汲んでいるものであり、重要な成果の一つだと認識しているところであります。

ただ私も、総合戦略及びラボの取り組みが、ソフト事業で先駆的な取り組みゆえに、住民の皆さんになかなか伝わりにくいのではないか、ということにつきましては充分認識しておりますが、人口減少の課題解決に向けた処方箋となる、「阿武町版総合戦略」は、これから世の中が向かう方向と、住民意見をしっかりとリサーチして作成して、実施をしているところであり、ラボの活動も、社会的実証実験の意味も持ちつつ進めている中で、決して短絡的な近道を選択せず、また一方では、走りながら考えるといったところもありますので、ご心配もおかけしているのではないかとは思っております。

平成29年度は、総合戦略５か年計画のちょうど中間年でありまして、先ほど申されたとおりでありますが、事業の試験実施と検証の段階であり、今、行っていることはまさに、土台となる土づくり、人づくり。そして方向性を定めているところでありますが、将来に大きな花を咲かせる為には、これをしっかりと行う必要があると認識しており、来年、平成30年度からは、本格的な事業展開に移るとしておるところであります。

この戦略やラボの取り組みに関する具体的な評価につきましては、実は外からの評価が高いところがありまして、最近とみに、視察やメディアの取材を受けることが多くなっております。10月、11月には、まちづくりの視察として福賀地区の中村集落のサロンをはじめ、山口県出身の首都圏在住の経営者グループ、そして益田市高津の地域づくり協議会、そして長崎県の東彼杵町議会の方々でありますが、参加者の感想としては、私たちも何か始めたくなった。阿武町には「可能性」がある。まちづくりは「人づくり」であることを実感した、などの感想が寄せられているところであります。そして、そうした動きも、町のフェイスブックや、インスタグラムで発信することで、一層の共感が生まれ、良い循環が生まれているんではないかなと思っています。

また、10月の末に、東京でプロ野球12球団のドラフト会議を模して、その町に必要な人材を逆指名する、「全国移住ドラフト会議」といったイベントが開催され、これには、「阿武町の21世紀暮らし方研究所」が中国四国地方で唯一、出場がかなった訳でありますが、この場への参加も、全国で移住を進める民間組織から、「ここぞ」という形で、全国12地域の一つとして阿武町の21世紀ラボが選出された訳であります。

ラボの若い方に混じって、私も参加させていただきましたが、まずは、主催者にラボの取り組みとして、打てば響く、町のレスポンスの良さが評価されたところでありまして、従来型の、行政主導の移住フェアでは提供できない、共感と感動が生まれ、通常のフェア等では出会えない若者層との接点や交流ができ、また、３人の若者との優先交渉権を得ることが出来て、こうしたイベントに参加する若者には阿武町の取り組みはしっかりと響いていることを、実感した次第であります。

こうした中、この月末には、旧奈古薬局の改修工事が完成し、仮称「阿武町暮らし支援センター」として、来年度の本格オープンまでに、具体的な使い方も検討して参りますが、事業の見える化や人の交流の見える化、人が集う様子を見てもらうことで、また違った周知ができるのではないかと考えております。それと共に、町としても町民のみなさんにラボの説明と町歩きをセットした、新しい「出前講座」をメニューをセットしたいと考えております。そうしたところ早速、「阿武町女性団体連絡協議会」の方から、先般のご承知のとおり「地域づくり研究集会」を経まして、ラボの見学とまちづくりについての話がしたいというふうな依頼がありまして、来年の１月17日には、改修後の奈古薬局で行う予定といたしたところであります。

今後、各種団体長にも積極的に声をかけて、共通理解でまちづくりの実践を進めていきたいと、考えているところでありますし、町の中で、何か、や

る気の芽が伝わり始めた感じがしておりまして、今後の展開を楽しみにしているところであります。

続いて３点目でございますが、今後の展開において、私の動きにより、どのような変化があり、どのような芽が生まれたか、そして、総合戦略で生まれた新たな光を、どう骨格の総合計画にステップアップしていくのか、とのご質問でありますが、先ほどから申しあげておるとおり、まずは、私のモットーであります、「打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」の浸透、そして、公約の着実な実現に向けて、仕事にあたっては、レスポンスの良さを、先ほど申しますように職員に指示しているところであります。

また、「広報あぶ」11月号の町長コラムにも書きましたけれども、時には、発想の自由や創意工夫のために、老婆心をこらえて、若者にあえてやらせてみる姿勢も大事である、と思っております。

そして、総合戦略推進の取り組みの中で、職員、そして住民の意識変化、チャレンジ精神、具体的には、繰り返しになりますが、小さな起業、若者ネットワーク、新しい人の動きが出てきたと感じておりまして、こうした新しい芽、特に、こうした人の「やる気」を伸ばしていくことが、町の活性化の源である、「活動人口」の増加に繋がると考えております。

この総合戦略４年目の平成30年度は、私の町政２年度目でもありまして、いよいよアクセル全開、公約の実現を確固たるものにするために、「定住対策」、「子育て支援」、「しごとづくり」等々、まさに「選ばれる町をつくる」ために総力戦、全課一丸となって、具体的な施策を総合計画とも連動しながら実施していく所存でございます。

長くなりましたが、最後に、４点目の「統治について」ということで、町長、副町長の役割と権限の明確化、また、副町長を置くことにより、組織体制や事業運営でどのような波及効果があったのかということでありますが、

先ずは、町長と副町長の役割と権限の明確化についてご説明いたします。

先ず、町長の権限につきましては、地方自治法第147条から第149条に明記してありますが、この中で、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、代表する。また、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するというふうにあります。

また、市町村長は、独任制かつ市町村の執行機関の責任者であり、その市町村の行政事務を管理・執行し、予算の調整や条例の制定、条例の改正案を議会に提出できるほか、税金の賦課や徴収、公の施設の設置・管理、廃止などについての権限を持つということになっております。

これに対して、副市町村長や会計管理者、職員や専門職などを「補助機関」と言いますが、地方自治法第154条によるところの、これらの補助機関の指揮や監督をするのも首長の仕事であります。

続いて、今申しました補助機関であります副町長の職務でありますが、地方自治法第167条の規定では、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされており、同条第２項において、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて、その事務を執行すると規定をされております。

具体的には、町長に代わって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行なったりするほか、町長の判断が不要な事案、もしくは町長の委任を受けた事案についての決定や処理も行なうことが出来ます。

また、地方自治法第152条において、町長に事故があったり欠けたりした時には、その職務を副町長が代理するとあり、具体的には、町長が病気で入院する、あるいは、良いことじゃないんですが逮捕されたとか、海外出張に行くとかなど、容易にその意志決定ができない状態の場合、或いは辞任や死亡によって空席になったときは、職務代理者として、町長の代わりに町の代表

としての業務を行なうことになっております。

また、副町長につきましては、定数は条例で自由に定められるようになっておりますが、その職務として、政策と企画をつかさどることの他に、町長からの委任を受けて、その権限を、自らの権限として行使することができることが明記されているところであります。

このように、現行の地方自治法では、個々の地方自治体が置かれている様々な状況に応じて、また、知事や市町村長の判断によって、もっともふさわしい方法でトップマネジメントの強化を図ることが出来るようになっておりまして、例えば、町長の権限の相当部分を副町長に委任し、いわゆるマネージャーのような役割を果たしてもらうことも可能で、この場合には、日常的、実務的な事務は副町長に大幅に委ねられることになりますが、町長の役割は、より高次で政治的、対外的なものが中心になってくるということであります。

町長が町を代表するトップセールスマンとして高次な政治的、対外的な外交で出かける場合、副町長は、町長の補助機関である組織を束ねる官房長官、或いは、大番頭というふうなイメージになるかも知れません。

いずれにいたしましても、阿武町が今後とも「安全で安心な町づくり」を標榜し、笑顔あふれる「豊かで住みよい文化の町」の創出していくためには、町長が対外的な活動で不在の際でも、自然災害、或いは、事故等の突発的事案に対する危機管理を含めた指揮・命令系統の強化により、町長代理としての意思決定機能を十分に発揮するとともに、町長の職務代理として、関係機関との調整や行財政改革、町長としての判断までは要さない事案の決定など、多様化する事務事業の先導的役割として、副町長の存在を必要としているところであります。

すでに副町長は、私からの指示を受けて、私が町長として掲げている政策の一つひとつを強力に進めてくれて牽引役として努めてくれておりまして、

各種プロジェクトにおけるワーキングチームの取り纏めをはじめ、各種検討事項の対応や行政等における改善、改革の旗振り、また、町長としての私の政策に対する思いや姿勢を職員や住民に伝える補佐的な役割を担っているところであります。

そのほか、私に替わって、道の駅阿武町の代表取締役社長として、第三セクター方式による指定管理者制度により運営している株式会社あぶクリエイションにおいても、道の駅本来の機能と役割を果たすべく、精一杯の働きをしてもらっておるところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（５番　小田高正議員、「はい。」という声あり。）

○議長　５番、小田高正君。

○５番　小田高正　ご答弁ありがとうございました。詳しく答弁をしていただきました。ありがとうございます。私がなぜ４点質問させていただいたかというと、まず、議会が新しくなったという意味と、もう一つはやっぱりこう新しい町長の今までの動き、そういったものをこの議会の場を通じて、きちっと町民の皆様に認識していただけたらというような思いで、４点項目をつくりました。

余りちょっと時間が無いんで、足早にさせていただきますけども、先ず就任の感想というのは、動きを知ってもらう確認という意味がありました、それから２点目、今回は消費者団体連絡協議会等が視察に今から来られるということで、そういった側面の中で、だんだん暮らし方研究所もオープンになってくる。それからまた新しい展開の説明も受ける、といったことで非常にいいかなと思います。

そういったことで２項目めは、執行部の新たな施策が見える化してくるんではないかなというふうに思います。それから、３番目は町長、いま先ずは

モットーである、町長のモットー、そういったものを浸透していくといわれました。それから、意識改革、そういったものも、どんどんどんどん内部では、浸透してきた。こういったことを今言われました。非常にいいことだなと思います。それと、総力戦、これは是非今後期待いたしたいと思いますし、その総力戦の中身について、また質問することがあろうかなというふうに思います。

それから、町長と副町長の役割ということで、地方自治法167条の中で町長の命を受けて、副町長を設置したんだよということで、これも町民の皆様から見て、副町長がおってらしいね、ていう話しから深掘りを広めて道の駅のあぶクリエイションの代表取締役で、こういったことも今からは新しい展開をしている。これも、この議会の場で見える化したい。そういったことを踏まえて、質問をさせていただきました。

で、私からちょっと、時間が無いからあれなんですけども、島根県海士町の山内町長、その方が素晴らしい言葉を述べられてますんで、ちょろっとだけ述べたいと思います。「過疎化が進んで人口が2,500人まで減ってしまった。たった2,500人しかいないこの町に何ができるのだろうか。いや2,500人の町だからこそ、できることもある。小さいからこそ小回りも利いて、臨機応変に動くこともできる。何より住民一人ひとりの顔が見える。その気になれば、全員の意見を聞いて回ることだってできる。これ以上、民主的な町があるだろうか。そう考えています。」その後にこうも述べられています。「2,500人という人口規模は、実はわがまちでは適正規模ではないかと考えています。現在の海士町の人口問題は、2,500という数字にあるのでは無く、これが高齢の側に偏っていることなのです。将来的に、2,500の適正規模を維持するために、今は人口を増やさなければならない。特に若者層を増やさなければならない。」そして最後にこの方は、10年前から、民間から町長になられた方なんで

すけれども、「あと10年遅く今の状況を迎えていたとしたら、うまくはいかなかったかもしれません。そのときになって動き出しても、すでに他の町がもっと先を行って、私たちは取り残されているかもしれない。」ということで、「今ならば何とかできる私たちは時を得ている。」こういう風にも述べられています。

非常に、阿武町と似たところもあるし、町長の志とこの山内町長、めざすべき方向性は一緒と思いますんで、この辺については、今からも頑張っていただけたらと思います。

で、答弁をちょっと願いたいのはですね、ＫＰＩ指数について短めに今どのような状況なのか、すごく短くてよろしいですからご答弁いただけたらと思います。

○議長　町長。

○町長　Key performance indicator　重要業績評価指標のことだというふうに思っておりますけども、総合戦略を立てる場合にいろんな事項につきまして、数値目標であったり、抽象的な表現の目標であったりというものをつくっておりまして、これにつきまして、これに照らし合わせてどの程度その業績を上げていたかというのを、最終的には５年間実施した後にこれを評価していくというふうなことで、ＫＰＩの数値を元に評価し、まさにＰＤＣＡサイクルではないんですけども、まさにそういったことをやっていくという仕組みになっております。

ただ、今、個別のＫＰＩの数値につきまして、大変多くの項目につきましてそれぞれの重要業績評価指標が定められておりますから、今ここで一遍に私も申すことが出来るわけではございませんが、いずれにいたしましても、そのことにつきましては、十分意を用いて今やっておるつもりでございます。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

（５番　小田高正議員、「ありません。」という声あり。）

○議長　再質問ないようですので、続いて２項目目の質問を許します。

○５番　小田高正　２項目目、阿武町型の農業改革について。私は、日中活動人口の町民力の維持、向上や若者・女性・主婦層などの意見を聞く場の設定や、移住者が住みやすくなる環境づくり、これまで阿武町を支えてこられた方の産業を、次世代に引き継ぐシステムを構築しなければ財政の健全だけでは、町の維持はできないと思っています。とりわけ、農業、漁業、林業の従事者の高齢化は深刻であり、担い手不足は顕著に表れています。政策に今まで、第一次産業をしていたかなど関係ありません。議員も執行部職員も政策議論し、答えを生み出す場がこの議会です。

日々、忙しい農業を従事されている方は、現場を回すだけで精一杯のところがあります。以前、私は、この議会の場で農業の地域商社化を述べました。地域商社は、全国でも100を超え、徐々に増えてきており、公の機関と連携して生産から、販売、商品アイテムなど農業企画、経営計画策定のアドバイスなど、事業全般を行い、一般の会社と同じように、利潤を追求する事業体です。

一農家の株式会社を否定するものはありませんが、規模も一定以上なければ、生産性は上がりません。そこで、専業農家などの商社化を促進し、法人を含む超高齢化農業問題を打開するために、思い切った施策を誘導されてみてはどうでしょうか。

各地域、各法人、ひとり減った、ふたり減った、あのひとは定年まで何年という話や、法人と法人が連携してもみんな高齢化という話題になる、農業を新たな産業として、土を愛せる人、特に若い農業青年、農家女子を募集し、新たな施策をして雇用を生み出し、行政が挑戦する若者を成長、自立まで徹底的にバックアップする仕組みこそが、阿武町の新たな農業施策と思います。担い手とは、受け手です。その受け手集団を今、作らなければ間に合いません。それ

が地域商社なのです。

国営農地パイロット事業に参画された地域は、農地改良、つまり、基盤整備後に、考えに変化があり、個人から特定農業団体、特定農業団体から農業法人まで規模も拡大し、一つの経営をする農業組織となりました。

しかし、高齢化は深刻です。あらゆる産業に横串を！と今回の選挙で、多くの地区で遊説させて頂きました。私は、これが、打開策と思っているからです。また、法人を守るためにも必要なことです。阿武町の年齢別の人口構成を読み解き、10年後の風景を想像すれば、一目瞭然なのです。加えて、農業が好きでないと続かないと思いますし、使命感だけで農業する時代ではないと感じるからです。そこには、経営、つまり、金銭が生じると共に、健康的な肉体も必要だからです。

農地は株主、株主は土地を提供し、地元農業を本職とする方に、任せていけるようなスタイルが国土保全・農地保全・阿武町の町道や私道の景観を阻害しないことに繋がると思います。過去４年間、この議会でお世話になっておりますが、執行部の農業政策がはっきりと見えてきませんでした。阿武町の基幹産業は農業と位置付けもされています。さあ これからの４年間、状況はさらに深刻になりますが、この状況を執行部はどう思っていらっしゃるのか。

これから、スピーディーに施策を誘導され、本格的に第一次産業従事者の発掘を含め、打開策をどう講じていくのか、まったなしの事案です。他に対案があるのか、阿武町型農業の抜本的な改革について、真剣かつ、具体的な答弁をお願いします。以上です。

○議長　ただ今の５番、小田高正君の２項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　「阿武町農業の改革ついて」でありますが、議員ご指摘のとおり、町の第１次産業従事者の高齢化は深刻な問題であることは、先ほど伊藤議員

の質問への答弁でもお答えしたところでありますが、この進行し続ける高齢化を、どのような対策をもって改革していくのかという趣旨であろうと思います。

まず、地域商社誘導についてのご意見をいただきましたが、地域商社事業につきましては、地域には、まだまだ知られていない農産品や工芸品など、魅力ある産品やサービスが数多く眠っており、こうした地域の産品やサービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出して、そこで得られた見知や収益を生産者に還元する「地域商社事業」これを、地域に育て、根付かせるため、地方創生事業を通じて、まち・ひと・しごと創生本部が様々な角度から、支援活動を行っているものであります。

そして、この地域商社事業の取組へは、地方創生推進交付金が交付され、全国で100を超す地域商社の設立・機能強化に向けた支援があるとのことでありますが、当阿武町をみた場合、生産・販売、それから商品企画などの農業企画を実施しておられる先駆的な団体として、農事組合法人　うもれ木の郷、福の里があげられ、うもれ木の郷では、法人で栽培される大豆を利用して豆腐の販売をされているほか、近年では、薬用作物のトウキの栽培の中で、薬用作物として引き取り手のない葉の部分についても、乾燥パウダーにして販路の拡大を試みておられます。

また、福の里では、農産物の加工場を建設され、法人で栽培されるモチ米を利用し、杵つき餅、おかき、おこわなどを製造、販売されるほか、加工場の隣には直売所を建築され地域の農産物やモチ米を使った食品の販売もされているところは、ご承知のとおりであります。そして、昨年度からは、社会福祉法人ＥＧＦと、農福連携による相互協力も実施しておられて、更なるお互いの事業発展を見守っておるところであります。

また、うもれ木米、小次郎米、福の恵はぜ掛け米、木与のなぎさ米など、

各法人が、丹精込めて栽培された米をブランド米として販売されていることも、ある意味では地域商社としての試みではないかと考えるところであります。

このような新たな商品に関する取組は、伊藤議員の質問の中でお答えいたしましたが、「萩農業改良普及協議会　阿武部会」の取組の中で、重点項目として協議を進めておりまして、奈古地区３農事組合法人の連携でありますが、この取組は単純に、農作業の共同化のみを目標にしたものではなく、それぞれの法人が栽培し、収穫される農産物をブランド化し、販売や商品開発も視野に入れた取組であると伺っているところでありまして、現在、木与なぎさファームでは、今年から採用した農業支援員が中心となって、ネギの栽培に取り組んでいるところであり、先日の「さん３ふるさと祭り」の役場経済課のブースでは、阿武町特産の無角和牛と取れたてのネギを使用した「無角和牛のネギ入り牛丼」の試食会を開催し、多くの来場者に味わっていただいたところであります。

今のは、一例でありますが、法人が連携することにより、農業従事者の年齢層にも幅が広がり、いろいろなアイデアの中で、作物のバラエティーが豊富になることが期待をされ、商品開発にもいろいろな形で取り組むことができるようになっているのではないかと期待し、これが地域商社として機能するのではないかと考えるものでもあります。

なお、将来的には、地域の特産品として、農産物、農産物を加工した製品や商品の開発、そして日本全国に向けての販売などを、道の駅阿武町を運営する株式会社　あぶクリエイションがこういったことも、あぶクリエイションが担っていくことも必要ではなかろうかということも考えているところであります。

次に、農業従事者の高齢化に対応する若い農業青年、農家女子を募集し、

新たな雇用を生み出し、行政が挑戦する若者を成長、自立するまでバックアップする仕組みの構築ということでありますが、町では地方版総合戦略「撰ばれる町をつくる」を目指し、あらゆる面から人口減少の食い止め、仕事の創出に関する施策を構築しておりますが、仕事創出の柱といたしまして、４分の１ワークスプロジェクトを掲げて年間を通じた雇用の確保を目標とする中で、町内の団体などから仕事の登録をしていただいているところであります。

先日、職員が雇用創出に関連した視察として、お茶の産地として有名な、京都府の和束町へ行っております。報告によりますと、この和束町では、お茶の取り入れ、加工のアルバイトとして、５月から７月、９月から11月の、それぞれ３か月ずつの受入をしているというもので、我々が考える１年間を通じた雇用ではない形態の事例でありました。

このアルバイトには、全国各地から20人弱の参加者があり、期間中は、共同生活をしながら紹介された農家へ通い、契約期間が終われば旅行など自分のやりたいことをやるために町を離れて、次の時期には、また新たな若者が訪れるとのことであり、当町におきましても、４分の１ワークスによります周年雇用を目指すだけの選択のみではなく、最初は交流、次には京都の例のような季節アルバイトにあるような滞在、そして最終形として定住に結びつくような形も有りかな、いうふうなことも考えるものであります。

このためには、短期間のアルバイト的な就労に対応できる、シェアハウスのような簡易的な宿泊所も必要であるほか、仕事の紹介に関しましては、幅広く、多くの若者に見てもらえるシステムの構築も必要になってくるのではないかと、考えるところであります。

次に、地域の農業を守るための農業従事者の若返りを図る施策でありますが、地域の農業、農地を守るための施策といたしましては、それぞれ農業生

産法人が設立されているところでありますが、設立後20年を超える法人もあり、法人組織の年齢構成につきましても、高齢化は否めないというのは議員ご高承のとおりであります。

このような中、各法人におかれましても、法人経営や作業継続に関して危機感を持っておられまして、希望される法人へは、地域起こし協力隊の農業支援員を募集し、採用する中で対応しているところであります。

また、法人の雇用は、組合員から作業員、言うなれば農作業を行う会社員に変わりつつあります。採用後のミスマッチを避けるため、県が実施する、首都圏就農相談会や、リクルートが主催する新・農業人フェアなどへの面談へは、採用を希望される法人の代表者に、極力出向いていただき、就農希望者に、農業について十分理解を得られるまで説明をしていただき、納得の上で阿武町の農業に就農していただくという体制をとろうとしているところであります。このような対応をとることによって、就農後の条件の相違などの理由による離農をなくすことも期待できるのではないかと思っておるところであります。

９月議会定例会の質問でもお答えいたしておりますが、農業に限らず阿武町内の産業を担う後継者に対しまして、跡継ぎ就業、第三者就業の隔てなく支援策を模索しているところでありますことを申し添えて、答弁といたします。

○議長　５番、時間は超過しておりますが、再質問はありますか。

（５番　小田高正議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、小田高正君。

○５番　小田高正　時間が過ぎて大変申し訳ございません。一点だけお願いします。再質問のなかで私が今新たな提案をさせていただいた所なんですけれども、町長あの地域商社の一応、今阿武町としての考え方ていう農業の将

来像をですね、今から計画で担当課とか色んなところで、まちづくり推進課とかもリンクしながら考えていかれると思うんですけども、いま要約しますと、チャレンジする法人、それから、販売については、あぶクリエイションとの共有、それからあたらしい人は農業支援員さんを育てながら、そして４分の一ワークスを活用する、そういった阿武農業モデルのフルパッケージですけれども。そういう考え方で進んでいくという認識でよろしいですかね。

○議長　町長。

○町長　地域商社という文言を、どういう風に解釈するかということに尽きると思いますけれども、解釈はいろいろその地域、地域によって考え方が変わってくるというふうに思っております。そのなかで、阿武町版の所謂地域商社なるものをどういう風に定めるかというふうなことでありますが、いずれにいたしましても、動きの全くないところでありますれば、それはそれとして行政主導でいろいろなことも出来るわけでございますが、いますでに先ほどもご紹介しましたように、農業法人の中でもいろんな動き、それもただ生産のみに特化しておるんじゃなしに、今度は一歩前に出て生産から販売、加工販売、流通、そういった所まで踏み出そうとしているわけでありますから、先ずはここが、別のものをつくってですねどうかというんじゃ無しに、今動き出そうとしているそちらの方を、私は優先するべきであると、いうふうなことで、その中で特に道の駅あたりが、お手助けできることがあると思います。大きな販売力を持っておりますし、ネットワークもあります。こういった所につきましては、道の駅と連携しながらそれぞれの法人が一緒になってやっていく、今度は新しい形の事業展開を一緒になってやっていくことが、所謂そのことが地域商社、大きな意味で地域商社と言えるんじゃないかなというふうに考えております。ただ、今この形というのがまだなかなか、見えてきていませんが、今、先ほどと繰り返しになりますが、模索の段階を

既にされていらっしゃるところがありますから、ここらと連携しながら見定めていけたらよろしいというふうに考えております。以上です。

○議長　これを以て、５番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長　以上で今期定例会に通告のあった方の一般質問は終了しました。

○議長　ここで、会議を閉じて１０分間休憩いたします。

休憩　14時21分

再開　14時30分

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４　議案第１号から日程第５　発議第１号

○議長　日程第４、議案第１号から日程第５、発議第１号までを一括議題とします。

まず、議案第１号、阿武町税条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長　議案書の１ページをお願いします。議案第1号、阿武町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、阿武町における「固定資産評価員の設置規程」の整備に関する一部改正であります。改め文につきましては、関係条文であります、第76条のみの改正であります。２ページをご覧いただきますと、一部改正についての新旧対照表であります。

現行においては、阿武町における固定資産評価員の職務については、町長がその職務を行うこととなっておりますが、改正といたしましては根拠法となります地方税法第404条の固定資産評価員の設置規程の趣旨にのっとり、町長の

職務、固定資産評価員の職務を、より明確にし、改めて固定資産評価員の設置ができるように規程を整備するものであります。説明詳細については、次ページ説明資料により説明いたします。

改正は、冒頭、申し上げましたとおり第76条のみの改正で、阿武町固定資産評価員の設置規程の整備であります。改正として、阿武町固定資産評価員の設置について改めて規程を整備するもので、現行条例では、固定資産評価員の職務は、町長に指定されております。

固定資産評価員の設置につきましては、地方税法第404条の規定において、市町村に設置するよう定められておりますが、固定資産評価員の職務について、若干説明いたしますと、市町村長の指揮を受けて総務大臣が示す固定資産評価基準に基づき固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助すること。また、固定資産の評価をした場合において、評価調書を作成し市町村長に提出することであり、つまり、市町村長が固定資産の価格の決定をする際、資料を作成するなど、その価格決定の補助者となるものであります。

米印の所ですが、地方税法の趣旨から固定資産評価員は、本来、１市町村に１人置き、固定資産の評価事務に専任させるべきものとされております。また固定資産の価格等は、まず、固定資産評価員によって評価が行われた後、市町村長によって決定され、それを固定資産課税台帳に登録されたのち、一定期間縦覧に供され原則的に確定することとなっております。

参考といたしまして、根拠法となります地方税法第404条を示しております。同法の第１項では、後段にて「市町村に、固定資産評価員を設置する。」とされております。第２項では、固定資産評価員は、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。とされております。

第３項は省略し、第４項では、固定資産が少ない場合においては、固定資産評価員を設置しないで、固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることがで

きる。とされているものであります。よって、本条例改正により、固定資産評価員の設置については、議会の同意を得て、選任することができるようになることとなります。若しくは、選任しない場合については、町長がその職務を行うことができることとなります。以上で説明を終わります。

○議長　次に、発議第１号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書について、説明を求めます。５番、小田高正君。

○５番　小田高正　発議第１号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書の提出理由を述べさせていただきます。

私たちにとって道路は、豊かな生活や活力ある経済･社会活動を支える最も基礎的なインフラとなっています。そして、自動車交通への依存が高い山口県や阿武町が、近年頻発する激甚災害や道路施設の老朽化に的確に対応するためにも、幹線道路から生活道路にいたる道路網の整備を、引き続き計画的かつ着実に進める必要があります。

現在は、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、地域高規格道路等の補助事業や交付金事業の補助率等がかさ上げされていますが、この措置は平成29年度までの時限措置となっています。

今後とも地方創生を確実なものとするためには、山陰道などの高規格道路の整備をはじめ、交通安全対策、防災対策等を着実に進めていく必要がありますが、このままでは、来年度以降、厳しい財政状況にある地方の財政負担がますます大きくなり、道路整備の進捗に大きく影響することが懸念されます。

そこで、必要な道路関係予算を確保するためにも、平成30年度以降も道路財特法の補助率等のかさ上げ措置を引き続き実施されることが、計画的･安定的に道路整備が進められることにつながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長　以上で提案理由の説明を終わります。

日程第6　議案第4号から日程第10　議案第6号

○議長　続きまして日程第６、議案第２号、平成29年度阿武町一般会計補正予算（第４回）から日程第10、議案第６号、平成29年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）までを一括議題とします。

○議長　先ず、議案第２号、平成29年度阿武町一般会計補正予算（第４回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　議案第２号、平成29年度阿武町一般会計補正予算（第４回）について、ご説明いたします。議案書の６ページをお願いいたします。まず、第１条は、平成29年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は4,836万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、29億3,139万8,000円とするものであります。また、第２項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第１表、歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長　続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。

11ページ、１款議会費から、議会事務局長。

○議会事務局長

（議会費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

○副町長

（一般管理費、財産管理費、ふれあいセンター費、情報政策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

（企画総務費、企画振興費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

○副町長

（交通安全対策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

（まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○議長　続いて、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長

（阿武町議会議員選挙費、山口県知事選挙費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

（指定統計調査費について説明する。）

○議長　続いて、議会事務局長。

○議会事務局長

（監査委員費について説明する。）

○議長　続いて、民生課長。

○民生課長

（社会福祉総務費、老人福祉費、臨時福祉給付金等給付事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、保健衛生総務費について説明する。）

○議長　続いて、経済課長。

○経済課長

（農業政策費、中山間地域等直接支払事業費、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費について説明する。）

○議長　続いて、施設課長。

○施設課長

（漁業集落環境整備事業費について説明する。）

○議長　続いて、経済課長。

○経済課長

（道の駅産業振興費について説明する。）

○議長　続いて、施設課長。

○施設課長

（土木総務費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、住宅管理費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

○副町長

（災害対策費について説明する。）

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

（事務局費、学校管理費（小）、教育振興費（小）、給食センター費、学校管理費（中）、教育振興費（中）、社会教育総務費、町民センター費、文化財保護費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

（諸支出金について説明する。）

○議長　以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いします。７ページ、８款、地方特例交付金から、副町長。

○副町長

（歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第３号、平成29年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第３回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の７ページをお願いいたします。議案第３号、平成29年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第３回）について、説明します。今回の補正は、予算の総額に6,071万9,000円を追加し、予算の総額を７億5,137万4,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第４号、平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の８ページをお願いします。議案第４号、平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）について、説明します。今回の補正は、予算の総額から883万1,000円を減額し、予算の総額を６億8,767万9,000円とするものです。　（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第５号、平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長　議案第５号、平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）について、説明いたします。今回の補正は、予算総額に109万2,000円を追加し、予算総額を5,289万9,000円とするものです。

（施設課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第６号、平成29年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長　議案第６号、平成29年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）について、説明いたします。今回の補正は、予算総額に147万6,000円を追加し、予算総額を6,038万4,000円とするものです。

（施設課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　以上で、議案説明を終わります。

日程第11　委員会付託

○議長　日程第11、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第１号、阿武町税条例の一部を改正する条例から、議案第６号、平成29年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）までの６件並びに、発議第１号、地方創生を支える道路整備の財源確保を求める意見書について、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第６号までの６件、並びに発議第１号、については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長　本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散　　会　　15時21分

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　市　原　旭

阿武町議会議員　池　田　倫　拓